

沿岸域漁業の諸相

矢口 克也

国立国会図書館調査及び立法考査局

農林環境調査室

【要 旨】

本稿では、主に沿岸漁業層を対象に、漁業生産の動向、経営・経済の構造、就業の構造、そして沿岸域利用の動向等を概観するとともに、そこに横たわる諸課題、諸問題を述べた。

漁業は、担い手の不足と高齢化、投資の縮小化等が進んでいる。サービス漁業の進展は新たな所得源となりつつも、海面利用をめぐるトラブルを増大させてきた。現在は、相応な海面調整・対応策がとられている。海面利用をめぐるのは、洋上風力発電等に関心・注目が集まっている。また、漁業権漁業への企業の自由な参入等が提起される一方で、漁業者の雇用機会、沿岸域資源・漁業資源の保全・管理等の側面から疑義も提示されている。

はじめに

本稿の課題は、主に沿岸漁業層を対象に、漁業生産の動向、経営・経済の構造、就業の構造、そして沿岸域利用の動向等を概観するとともに、そこに横たわる諸課題、諸問題を明らかにすることである。

「沿岸漁業層」を対象とする理由は次の点にある。第1に、「沿岸漁業層は漁業経営体数の94.6%を占め日本の漁業構造の動向を左右」⁽¹⁾する位置にあるからである。第2に、沿岸域の海面は漁業のほかにレジャーや洋上風力発電等の多面的＝市民的・国民的利用にとって有望な海域であり、その開発・利用には当該漁業者との利害調整（漁業補償等）を要するからである。第3に、2011年3.11東日本大震災の被災者の大半は太平洋北区（青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の太平洋域）の沿岸漁業層であり、震災前の経済・就業構造の把握は復興のひとつの目安・基準点を示すことにもなるからである。

本稿における「沿岸漁業層」とは『漁業センサス』の分類に基づくもので、一般的に使用される「沿岸漁業」とは異なる定義である。『漁業センサス』では海面における漁業層を、沿岸漁業層、中小漁業層、大規模漁業層の3つに分類している。沿岸漁業層とは「漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう」⁽²⁾。海岸線をはさむ陸域と海域とで構成する沿岸域において漁業を営む漁家・経営体といていいであろう。ちなみに、中小漁業層は「動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したもの」であり、大規模漁業層は「動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したもの」である。

なお、漁獲統計上の「沿岸漁業」は、通例養殖業を含まない。漁獲統計上の部門区分では海面と内水面とに分けられ、海面漁業のうちの養殖業を含まない「捕獲漁業」が沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の3部門に区分される（後掲の表1参照）。ここでの「沿岸漁業とは、漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業をいう」⁽³⁾。

(1) 農林水産省編『新時代の漁業構造と新たな役割—2008年漁業センサス構造分析書』農林統計協会、2011、p.25。

(2) 農林水産省大臣官房統計部『2008年漁業センサス』（総括編・各巻）2010、「調査の定義及び約束事項」に定義されている。

I 沿岸漁業層の生産動向と経営・経済構造

1 生産量・生産額・経営体の動向と課題

日本の海面漁業・養殖業の総生産量は、1984～88年をピーク期（生産量1,200～1,300万トン）として、以降1995年ごろまで急激に減少し、その後は緩やかな減少が続いている⁽⁴⁾。1995年ごろまでの急減は、スケトウダラ・マイワシの漁獲量の減少と歩調を合わせており、遠洋漁業・沖合漁業の低下が反映している。総生産量は、2010年にはピーク期に比べて40%程度に減少した。

このなかで沿岸漁業および海面養殖業の合計は、ピーク時の1985年前後（約350万トン）から減少したものの（2010年約240万トン）、生産量全体における相対的割合は27～28%から45%程度に増大した。なかでも、海面養殖業は生産量が安定しており、その存在感を増している。

「海面漁業生産統計調査」からここ10年間の海面漁業の動向をみれば、表1のとおり、遠洋漁業の漁獲量は減少傾向、沿岸・沖合漁業は横ばいないし緩やかな減少となっている。なお、2011年の著しい減少は東日本大震災の影響によるものであり、海面漁業は前年比7.2%の減少、養殖業は実に21.9%の減少となっている。たとえば、被災地の復旧水準として2011年11月の総水揚量を前年同月比で見れば、岩手県は52%、宮城県が39%、福島県は14%という低い水準であり、とりわけ養殖業はほぼ全滅であったことが大きく影響していると考えられる⁽⁵⁾。

また、表2により魚種別に海面漁業の漁獲量をみてみると、マグロ・カジキ類、アジ類、イ

表1 漁業・養殖業生産量の推移

単位：千t

	総生産量 (海面+ 内水面)	海面漁業・養殖業						内水面漁業・養殖業		
		海面 合計	海 面 漁 業				海面 養殖業	内水面 合 計	漁 業	養殖業
			小計	遠洋	沖合	沿岸				
2002年	5,880	5,767	4,434	686	2,258	1,489	1,333	113	61	51
2003年	6,083	5,973	4,722	602	2,543	1,577	1,251	110	60	50
2004年	5,775	5,670	4,455	535	2,406	1,514	1,215	106	60	45
2005年	5,765	5,669	4,457	548	2,444	1,465	1,212	96	54	42
2006年	5,735	5,652	4,470	518	2,500	1,451	1,183	83	42	41
2007年	5,720	5,639	4,397	506	3,604	1,287	1,242	81	39	42
2008年	5,592	5,520	4,373	474	2,581	1,319	1,146	73	33	40
2009年	5,432	5,349	4,147	443	2,411	1,293	1,202	83	42	41
2010年	5,312	5,232	4,121	480	2,355	1,286	1,111	79	40	39
2011年	4,764	4,690	3,823	431	2,263	1,129	868	73	34	39

- (注) 1. 2011年の数値は概数。
 2. 海面漁業における「遠洋」、「沖合」、「沿岸」は、2007～2010年は推計値。なお「遠洋漁業」とは、遠洋底引き網、以西底引き網、大中型遠洋カツオ・マグロ1そうまき網、遠洋マグロはえ縄、遠洋カツオ一本釣、遠洋イカ釣をいう。「沖合漁業」とは、10トン以上の動力漁船の漁業のうち、遠洋漁業、定置網および地引網漁業を除いたものをいう。「沿岸漁業」とは、漁船非使用、無動力漁船および10トン未満漁船、定置網・地引網の漁業をいう。
 3. 2006年以降の「内水面漁業」は遊漁者による採捕量を除外した数値。

(出典) 「海面漁業生産統計調査」農林水産省ウェブサイト〈http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/index.html〉により筆者作成。

- (3) 各種水産統計上の「用語の定義及び約束」に定義されている。なお、この点は、谷内透ほか編集『魚の科学事典（普及版）』朝倉書店、2012、pp.262-264. に解説がある。
 (4) 『平成23年度水産の動向・平成24年度水産施策』第180回国会（常会）提出、pp.88-90。
 (5) 諸橋邦彦「水産業の復旧・復興の現状と各種政策」『レファレンス』741号、2012.10、pp.51-73。

カ類の漁獲量は減少傾向であるが、カツオ類、サケ・マス類、イワシ類等は比較的安定した漁獲量である。これらの生産額は、ほぼ生産量に対応している。

他方、海面養殖業は計画的かつ安定的な生産が可能であるが、表1にみたとおり漸減傾向である。表2によれば、海面養殖業は2000年の総生産量の19.7%、生産額の29.9%、10年後の2010年にもそれぞれ21.2%、30.6%を占め、国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしている。ブリ類、ノリ類、マダイの生産額が相対的に大きい。

海面養殖業は、後述するとおり、養殖種類ごとにほぼ産地を形成している（後掲の表4参照）。ホタテ貝・ホヤ類・コンブ類・ワカメ類の生産が多い三陸の復旧が急がれる。

また、表2のとおり、主要魚介類の養殖による生産はおおむね安定しているが、生産額にやや変動が見受けられる。これには様々な要因と課題がある。たとえば、養殖による過剰と魚価の低迷、養魚飼料の確保難、人件費の高騰、消費者の魚離れ、輸入魚の増大等である。この対策として、養殖履歴等による魚の安全性の確保、飼育方法の工夫による肉質の改善、ブランド魚の確立等が提案されている⁽⁶⁾。

表2 海面における漁業・養殖業の生産量・生産額の推移

単位：千t, 億円, %

	2000年		2005年		2008年		2010年	
	生産量	生産額 (構成)	生産量	生産額 (構成)	生産量	生産額 (構成)	生産量	生産額 (構成)
合計	6,252	17,620	5,669	14,986	5,520	15,428	5,232	13,995
海面漁業 計	5,022	12,347 (100.0)	4,457	10,594 (100.0)	4,373	11,250 (100.0)	4,121	9,711 (100.0)
遠洋漁業	855	2,120 (17.2)	548	1,620 (15.3)	474	—	480	—
沖合漁業	2,591	4,456 (36.1)	2,444	3,876 (36.6)	2,581	—	2,355	—
沿岸漁業	1,576	5,764 (46.7)	1,465	5,094 (48.1)	1,319	—	1,286	—
マグロ・カジキ類	310	2,043 (16.5)	258	1,649 (15.6)	236	1,743 (15.5)	226	1,370 (14.1)
カツオ類	369	522 (4.2)	399	611 (5.8)	336	815 (7.2)	331	698 (7.2)
サケ・マス類	179	687 (5.6)	246	677 (6.4)	180	786 (7.0)	179	641 (6.6)
イワシ類	629	727 (5.9)	474	565 (5.3)	498	585 (5.2)	542	568 (5.8)
アジ類	282	547 (4.4)	214	413 (3.9)	207	441 (3.9)	185	364 (3.7)
サバ類	346	372 (3.0)	620	342 (3.2)	520	464 (4.1)	492	417 (4.3)
ヒラメ・カレイ類	79	559 (4.5)	60	394 (3.7)	63	402 (3.6)	57	312 (3.2)
イカ類	624	1,239 (10.0)	330	995 (9.4)	290	789 (7.0)	267	802 (8.3)
その他の魚種	2,204	5,651 (45.8)	1,856	4,948 (46.7)	2,043	5,225 (46.4)	1,842	4,539 (46.7)
海面養殖業 計	1,231	5,272 (100.0)	1,212	4,392 (100.0)	1,146	4,178 (100.0)	1,111	4,284 (100.0)
ブリ類	137	1,431 (27.1)	160	1,055 (24.0)	155	1,161 (27.8)	139	1,176 (27.5)
マダイ	82	661 (12.5)	76	489 (11.1)	72	496 (11.9)	68	506 (11.8)
ホタテ貝	211	375 (7.1)	203	403 (9.2)	226	318 (7.6)	220	345 (8.1)
カキ類	221	371 (7.0)	219	351 (8.0)	190	309 (7.4)	200	336 (7.8)
コンブ類	54	107 (2.0)	44	82 (1.9)	47	110 (2.6)	43	79 (1.8)
ワカメ類	67	92 (1.7)	63	101 (2.3)	55	102 (2.4)	52	83 (1.9)
ノリ類	392	1,058 (20.1)	387	994 (22.6)	339	808 (19.3)	329	853 (19.9)
その他の魚種	68	1,178 (22.3)	60	917 (20.9)	63	875 (20.9)	61	905 (21.1)

(出典) 農林水産省『漁業・養殖業生産統計年報』および『平成23年度水産の動向』（第180回国会（常会）提出）の参考図表により筆者作成。

(6) 伊藤純久「山陰の海面養殖業が抱える経営課題と今後の方向性」『調査研究レポート』3号, 2011.上, pp.17-42; 片岡千賀之「21世紀の養殖業を考える」『地域漁業研究』39巻1号, 1998.10, pp.1-12.

次に、減少しつつある漁業経営体の動向について、2008年『漁業センサス』を分析した著書・論文からその要点を紹介する⁽⁷⁾。

沿岸漁業層のうち漁船漁業よりも海面養殖業のほうが、経営体の減少幅は長期的にも短期的にも大きいとされる。この理由としては、漁船漁業が養殖からの撤退の受け皿になっているため減少率が低いとの指摘がある⁽⁸⁾。漁船漁業の漁船は、1～3トン層よりも3～5トン層・5～10トン層の減少率が低く、漁船トン数は上昇した。また、養殖業のなかでも、ブリ類、マダイ、ワカメ類、ノリ類等の養殖経営体の減少が顕著であり、長期的にも一貫した減少を示している。

経営体のうち会社経営体は、ブリ類、ヒラメ類、マグロ類等の養殖を中心としている点に特徴がある。また、自営漁業は専業の割合を高めてきている。漁船50トン以上の中大規模・沖合遠洋漁業層は、漁船隻数、経営体ともに減少率が高い。

諸文献からの紹介した上記の内容は、表3からも確認することができる。表3からいくつか追加して指摘すれば、漁船漁業では5～10トンの経営体、養殖業ではホタテ貝・カキ類やコンブ

表3 漁業経営体数の推移

	1998年	2003年	2005年	2008年
合 計	150,586	132,417	124,716	115,196
大規模漁業経営体 計	139	111	112	71
中小漁業経営体 計	7,769	6,872	6,721	6,103
沿岸漁業経営体 計	142,678 (100.0)	125,434 (100.0)	117,883 (100.0)	109,022 (100.0)
海面漁業 計	115,072 (80.7)	102,367 (81.6)	95,716 (81.2)	89,376 (82.0)
漁船非使用	4,365	3,883	3,746	3,694
無動力漁船	285	198	82	157
動力漁船 1t未満	34,460	30,951	28,618	27,609
1～3 t	26,255	22,254	20,701	18,077
3～5 t	32,169	29,010	26,956	25,628
5～10 t	11,207	10,494	9,884	9,550
大型定置網	1,068	969	1,031	1,086
小型定置網	5,042	4,457	4,557	3,575
地引網	221	151	141	...
海面養殖業 計	27,606 (19.3)	23,067 (18.4)	22,167 (18.8)	19,646 (18.0)
ブリ類	1,284	1,023	1,017	839
マダイ	1,258	1,009	899	753
ホタテ貝	4,363	3,859	3,762	3,411
カキ類	3,352	3,308	3,317	2,879
コンブ類	...	1,557	1,275	1,292
ワカメ類	3,205	2,383	2,487	2,356
ノリ類	7,733	6,065	5,674	4,868
その他	6,411	3,863	3,736	3,248

(注) 「漁業経営体」とは、過去1年間に利潤または生活の資をえるために、水産物販売を目的に海面で水産物を採捕または養殖の事業を行った世帯・事業所をいう（過去1年間における海上従事日数が30日未満の個人経営体は除く）。「大規模漁業経営体」とは使用動力漁船合計総トン数1,000トン以上の経営体、「中小規模漁業経営体」とは同総トン数10トン以上1,000トン未満の経営体をいう。「沿岸漁業経営体」とは、同総トン数10トン未満、漁船非使用、定置網・地引網・海面養殖の経営体をいう。

(出典) 1998・2003・2008年は『漁業センサス』、2005年は『漁業・養殖業生産統計年報』により筆者作成。

(7) 廣吉勝治・工藤貴史「わが国漁業の現状と動向」農林水産省編 前掲注(1), pp.25-81. なお、2003年『漁業センサス』の詳しい構造分析については、加瀬和俊『わが国水産業の再編と新たな役割—2003年(第11次)漁業センサス分析』農林統計協会, 2006. がある。

(8) 井元康裕・楫取和明「沿岸漁船階層の構成割合からみた地域漁業構造の態様—漁業センサス漁業地区別統計による地域漁業構造分析」『漁業経済研究』49巻1号, 2004.6, pp.175-193.

類の経営体の減少率が低いこと、大規模漁業経営体の減少が著しく、中小漁業経営体の減少が相対的に緩やかなことである。また、養殖経営体、なかでもブリ類、マダイの経営体の減少が顕著であるが、その生産量は横ばいないし漸減にとどまっており（表2参照）、経営体の規模が拡大していると推察される。

2 海面養殖業の動向と課題

上記のとおり、海面養殖業は生産量が安定し、その存在感を増している。そこで、2008年『漁業センサス』により、海面養殖業における魚種別経営体数の上位道府県とその生産量に関し、もう少し詳しくみておく。

表4のとおり、養殖の産地は東シナ海区（生産量全体の26.7%）、瀬戸内海区（同18.9%）に集中し、この2海区で全体の45.6%を占め、なかでも長崎県、鹿児島県、愛媛県等が際立っている。また、東日本大震災の被災地にあたる太平洋北区も全体の16.1%の生産量を占めている。

経営体数でも、生産量と大きくかけ離れているわけではない。ただし、太平洋北区は経

表4 主要海面養殖品目の個人経営体数上位5位と生産量（2008年）

養殖品目	順位	1位	2位	3位	4位	5位	備考 各養殖品目の総数等
ギンザケ		宮城 78					経営体数 79 生産量 12,809t
ブリ類		鹿児島 308 55,511	愛媛 150 27,178	高知 80 —	長崎 79 11,570	香川 66 9,521	(大分 15,677t, 宮崎 10,534t) 経営体数 839 生産量 155,108t
マダイ		愛媛 228 38,864	三重 187 6,617	高知 116 5,571	熊本 47 8,370	長崎 43 3,344	(和歌山 2,904t) 経営体数 753 生産量 71,588t
ヒラメ		愛媛 44 787	大分 39 —	広島 12 95			(鹿児島 650t, 三重 326t) 経営体数 157 生産量 4,164t
マグロ類		長崎 20	鹿児島 7				経営体数 39
その他魚類		長崎 93	熊本 35	愛媛 32	福井 32	沖縄 20	経営体数 324
ホタテ貝		北海道 1,383 118,063	青森 1,082 85,985	岩手 574 7,091	宮城 372 14,468		経営体数 3,411 生産量 225,607t
カキ類		宮城 809 49,545	岩手 426 15,359	広島 353 114,258	三重 230 6,617	岡山 175 13,828	(経営体数 北海道 142, 京都 117) 経営体数 2,879 生産量 220,390t
その他貝類		三重 46	長崎 35	佐賀 33	愛媛 19	熊本 14	経営体数 324
クルマエビ		熊本 29 280	鹿児島 19 472	沖縄 16 513	山口 11 60		(大分 95t, 長崎 84t) 経営体数 94 生産量 1,586t
ホヤ類		宮城 196 9,002	岩手 39 1,419				経営体数 235 生産量 10,779t
その他		北海道 23	高知 17				経営体数 64
コンブ類		北海道 947 28,861	岩手 268 16,295	宮城 63 1,551			経営体数 1,292 生産量 46,937t
ワカメ類		岩手 1,000 24,649	宮城 611 17,036	徳島 277 6,083	神奈川 75 766	長崎 58 1,259	(経営体数 島根 51, 三重 48) 経営体数 2,356 生産量 54,909t
ノリ類		佐賀 819 83,521	福岡 808 55,648	熊本 528 46,535	三重 517 15,182	千葉 377 18,826	(兵庫 32,864t, 愛知 21,608t) 経営体数 4,868 生産量 338,523t
モズク		沖縄 569 15,607					経営体数 592 生産量 15,678t
真珠		三重 469 5,079	愛媛 314 7,667	長崎 115 8,547			経営体数 971 生産量 23,813t
真珠母貝		愛媛 378	長崎 43				経営体数 448
総数		沿岸漁業層経営体数109,022（海面養殖19,646 それ以外89,376） 生産量1,146,350t					
太平洋北区		沿岸漁業層経営体数12,494（海面養殖4,770 それ以外7,724）、生産量184,663t。なお、太平洋北区以外の主要海区の生産量は、東シナ海区306,206t、瀬戸内海区216,657tとなっている。					

（注）秘匿措置を講じている道府県があることから生産量が不明な場合もあり、個人経営体数の上位順で示した。道府県の数値の上段が個人経営体数、下段が生産量（t）。「備考」には各養殖品目総数（経営体数・生産量t）等を示した。

（出典）2008年『漁業センサス』により筆者作成。

営体数の24.3%（生産量シェアは16.1%）を占めて、比較的小規模で家族的な経営が多く、地域経済にとって重要な位置にあることを示している。たとえば、カキ類やワカメ類は後述するように、明らかに小規模である。

漁場利用のあり方は養殖の種類によって異なるものの、一般的には経営体が減少して施設当たりの生産性が伸び規模が大きくなるという傾向である。そこには多くの課題や問題点が横たわっている⁽⁹⁾。以下に、海面養殖業の養殖種類別の状況や課題・問題点を簡単に紹介する。その際、後掲の表5も参照されたい。

(1) マグロ類

かつて遠洋漁業に注力していた大手水産資本が、1990年代後半以降マグロ養殖に相次いで参入している。マグロ養殖は、高い需要を背景に高収益部門とみなされ、大手総合商社の参入もあり、また漁協や地方自治体等による大手資本の誘致もある。

こうした参入は、地域漁業の漁場利用体系と生産構造に様々な影響を与えている。漁協収益の改善や地域の活性化、手数料収益の漁業者への配分といったよい経済効果がある一方で、漁場変更による漁船漁業者の経営変化、共同体的・平等主義的漁場利用から利益優先の利用への変化といった課題・問題点も発生している⁽¹⁰⁾。

(2) ブリ類

ブリ類は海面養殖業において魚類としての生産量が最大であり、養殖業全体でも第4位の位置にある（「漁業・養殖業生産統計年報」2010年実績、以下同じ）。表4のとおり、その生産地は愛媛・高知県等の四国と鹿児島県等の九州である。ブリ類養殖は、大規模経営の場合でも実質的には家族経営的であり、この範囲内での作業の合理化、また販路に見合う範囲での漁場利用の規模拡大をすることが経営効率も高くするとされている⁽¹¹⁾。

ブリ類養殖は、マダイ類養殖と並んで収益の黒字を生んでいるが地域差が大きい。販売価格が高く種苗代が少なく、より家族経営的で四国の収益は高く、種苗代が高く雇用労働力に多くを依存する九州の収益は低い⁽¹²⁾。表5にもみるとおり、歴然とした収益格差がある。なお、ブリは価格の不安定性、刺身での肉質維持の難しさ（同じブリ類のカンパチはこの問題が少ない）、魚病のリスク等の課題があるとされる⁽¹³⁾。

(3) マダイ

マダイの養殖は、魚類養殖のなかでブリ類に次ぐ第2位の生産量で、養殖業全体でも第5位にある。主な産地は、ブリ類と同様に四国、九州である。

マダイ養殖は家族経営が支配的であるが、養殖面積・生産量・収益では地域差がある。四国は生産量が多く販売価格が比較的高いが収益が低く、九州は四国ほどではないが収益がマイナスとなり、生産量が少ない東海（三重県）は販売価格が高く生産原価も高いが収益が最も高い⁽¹⁴⁾。3地区の収益格差は、表5にもみるとおりである。

三重県のマダイ養殖は他県に比べて小規模な家族経営であり、撤退する経営が多く“空き漁

(9) 三木奈都子・片岡千賀之「大会後記 養殖漁場の制度と利用実態—実情把握と評価の試み」『漁業経済研究』55巻1号, 2011.1, pp.83-91.

(10) 鳥居享司「マグロ養殖への資本参入と漁場利用実態」『漁業経済研究』55巻1号, 2011.1, pp.7-17.

(11) 佐野雅昭「ブリ類養殖業における大規模経営の操業実態と漁場利用関係」『漁業経済研究』55巻1号, 2011.1, pp.19-32.

(12) 小野征一郎「魚類養殖業—ブリ類およびマダイ—の経営分析」『近畿大学水産研究所報告』12号, 2010.8, pp.131-144.

(13) 内田亨「わが国におけるブリ養殖事業の課題と今後の可能性」『西武文理大学サービス経営学部研究紀要』19号, 2011, pp.69-81.

(14) 小野 前掲注(12)

場”（漁場利用のあり方が問われる）も増えて縮小・再編期にあるとされる⁽¹⁵⁾。一方、全国一の愛媛県のマダイ生産量（シェア約5割超）は2003年以降減少しており、養殖マダイの価値再生のためには、生産者が消費者ニーズを把握して販売目標を明確にし、それにあった技術や対策を立てる必要があるとされている⁽¹⁶⁾。

(4) ノリ類・ホタテ貝

ノリ類の養殖は家族経営が支配的であり⁽¹⁷⁾、養殖業全体のなかで生産量第1位である。表4のとおり、佐賀県・福岡県・熊本県3県でノリ類経営体数の44%、生産量の55%を占める。収益的には、表5のとおり有明海が高い。被災地の宮城県でも2万トンほどの生産量がある。

ホタテ貝は、養殖業全体のなかでノリ類に次ぐ生産量第2位で、その経営のほとんどが家族経営である。表4のとおり、北海道、青森県、岩手県、宮城県の4県で経営体数および生産量は100%である。養殖は1970年以降急速に拡大し、1990年代後半以降22~23万トンで停滞している。価格はキログラム当たり280円程度であったが1986年ごろから下落し、生産過剰のほか、中国等からの輸入や国内景気の低迷も影響し、近年100円台前半まで下落することもある⁽¹⁸⁾。大規模経営よりも小規模経営のほうが漁業所得率は高い傾向にある⁽¹⁹⁾。

(5) カキ類

カキ類は養殖業全体のなかで生産量が第3位で、表4のとおり生産量全体の約9割を、広島県、岡山県、宮城県、岩手県等の瀬戸内と三陸が占める。広島県と宮城県の経営構造の比較から次のことが指摘されている⁽²⁰⁾。

広島県は、大規模で投下資本が大きく、生食用ではなく加工用にすることにより出荷期間を延長して資本回転率を高め、また機械化されて労働生産性が高いが、カキ価格のピーク時（10~12月）の出荷量が少ない（2月中心）。今後は、需要の高まる12月末の出荷や2月以降の加工用カキで輸入品との差別化を図るべきとされる。

宮城県は、小規模かつ家内手工業的で労働生産性が低く、低水温のため生育が遅いが、カキ価格のピーク時に出荷量が多い。今後は、広島県のような機械化したライン工程の生産可能なシステムの構築の重要性が指摘される。

以上が海面養殖業の大まかな状況と課題・問題点である。次に、東日本大震災で大きな被害を受けた三陸のワカメ類について、その被災前の状況に関して以下に概観する。

(6) 三陸のワカメ類

ワカメの食習慣をもつ国はそう多くはなく（日本のほかに中国、大量消費の韓国）、市場規模も大きくないが、日本は最大の消費国であり輸入国である。日本におけるワカメ養殖（生産量は養殖業全体のなかで第6位）は、1960年前後に宮城県や岩手県で始まり、1968年には天然ワカメの生産量を上回るようになる。1970年代には、宮城県気仙沼湾のカキ養殖がノリ・ワカメ養殖

(15) 長谷川健二「マダイ養殖業における小経営的漁場利用と経営問題—三重県を対象に」『漁業経済研究』55巻1号、2011.1, pp.33-48.

(16) 金尾聡志「養殖マダイの価値創造に関する生産者の取り組み」『地域漁業研究』51巻3号、2011.6, pp.85-104.

(17) 家族経営ではあるが農地の賃貸借のような動きもある。福岡県有明では、ノリ小間（養殖の基本区画で36m×18m、ノリ網8~10枚張）の賃貸借が行われた（日高健「ノリ養殖漁場の賃貸借問題が提起する漁業管理の現代的課題」『漁業経済研究』55巻1号、2011.1, pp.63-75.）。

(18) 小坂善信「ホタテガイ産業の生産・流通体系」『農林水産技術研究ジャーナル』35巻3号、2012.3, pp.36-41.

(19) 宮澤晴彦「ホタテガイ養殖業における漁場利用再編の動向と論理」『漁業経済研究』55巻1号、2011.1, pp.49-62.

(20) 宮田勉「カキ養殖業の経営構造—瀬戸内と三陸の比較分析」『漁業経済研究』47巻2号、2002.10, pp.1-23. このほかに、長谷川健二・常清秀「企業のカキ養殖業の構造変動—広島県を対象として」『地域漁業研究』42巻2号、2002.4, pp.43-65；長谷川健二・常清秀「カキ養殖業における家族経営の存立構造—宮城県を事例として」『北日本漁業』30号、2002.4, pp.115-131.

に転換するなど、三陸のワカメは養殖ものが増大していった。養殖により大量生産が可能になると、従来の「干しワカメ」は「生塩蔵ワカメ」(1960年に新発売)に、そしてその後「湯通し塩蔵ワカメ」に加工する等、地域の地場産業として重要な役割を果たすようになった⁽²¹⁾。

加工方法の改善(1995年からカットワカメにシフト)や生産性・規模の格差(1経営体当たり生産量は、日本が10トン弱で家内工業的規模、韓国が原藻で50~300トン、中国はさらに大規模)を背景に、1973年から韓国ワカメ(高品質)の輸入が、また1982年からは中国ワカメ(相対的に低品質)の輸入が本格化した(1990年代後半以降は中国ワカメが大半を占める)。また、健康志向を背景に国内消費量は原藻換算で1965年の74,420トンから1995年には365,516トンへ、約5倍にまで拡大してくる⁽²²⁾。

こうして三陸のワカメ養殖業は、地域漁業や地場産業として重要な位置を占めるようになった。表4のとおり、岩手・宮城県の2県で、経営体数の68%、生産量全体の76%を占める。

しかし、コンブ養殖・漁船漁業等の漁閑期に行う家族複合経営がほとんどで(岩手県では全漁家の42%がワカメ養殖漁家)、担い手の高齢化と減少が進行している。三陸ワカメは、価格が安定している徳島県や兵庫県のようなワカメ養殖業の周年労働システムの大規模生産下にはなく、小規模で病虫害による被害発生が多いこともあり価格変動が大きい、高品質でブランド力があり高価格で取引される⁽²³⁾。

なお、コンブ養殖(生産量は養殖業全体のなかで第7位)は岩手・宮城両県でも行われており、経営体数の26%、生産量の38%を占めている。コンブのトップブランドは北海道産であり、三陸コンブは低占有率・低級品に位置する。1966年に始まった岩手県のコンブ養殖(岩手県では全漁家の17%がコンブ養殖漁家)は、とろろ昆布・おぼろ昆布等の加工用コンブが主体である⁽²⁴⁾。

3 経営・経済構造と抱える課題

漁業経営体の経営収支、課題や問題点についてみておく。漁業経営体のうち、ここでは個人で漁業を自営する「個人経営体」(10トン以上の漁船漁業も含む)に着目する。個人経営体の大半は沿岸漁業層の家族経営であるとともに、日本漁業の中心的な担い手である。ここでは「会社経営体」(漁船10トン以上)や「共同経営体」は扱わない。

表5に示したとおり、個人経営体の「漁労純収益」はほとんどの業種で赤字であり、自家労賃(見積家族労賃)を含む「漁労所得」で黒字になる状態である。また、漁船漁業も養殖業も地域差があり、かつ自家労賃分も償われない厳しい状態下の養殖種類・地域もある。

漁船漁業の場合、「漁労所得」は黒字で、漁船トン数が大きくなるにしたがいおおよそ大きくなる。漁船20~30トン経営が収益的はもっともいい状態である。この経営体以外は、「漁労

(21) 永持孝之進・佐藤純一「ワカメ産業の発展の歴史と最近の動向」『地域漁業研究』44巻2号、2004.2、pp.77-89；婁小波「ワカメ市場の構造と産地間競争」『北日本漁業』31号、2003.3、pp.88-102；岩手県陸前高田市広田湾漁協のワカメ養殖の取り組みについては、山口浩史「地域営漁計画に基づく養殖漁場の効率的な利用について」『漁業経済研究』55巻1号、2011.1、pp.77-82。

(22) 永持・佐藤 同上。

(23) 宮田勉・婁小波「岩手県におけるワカメ養殖経営の特質と課題」『地域漁業研究』44巻2号、2004.2、pp.91-108；婁 前掲注(21)；宮田勉「三陸におけるワカメ養殖業の制限要因—3.11大震災前後の比較」『国際漁業研究』10巻1号、2011.12、pp.45-49。

(24) 小林昭栄「養殖コンブ生産と漁協自営加工販売の現状と課題」『北日本漁業』31号、2003.3、pp.67-75；宮田勉ほか「岩手県産コンブの市場ポジション」『北日本漁業』33号、2005.3、pp.107-121；岩手県宮古市田老町漁協のコンブ・ワカメの取り組みについては、「特集 沿岸漁業の現状と課題—共同調査報告」『農村と都市をむすぶ』698号、2010.1. に詳しい。

表5 個人経営体の経営概要（2010年実績）

単位：「延べ出漁日数」以外1,000円

経営指標	漁船トン数	沿岸漁業			中小規模漁業（一部）		
		3トン未満	3～5トン	5～10トン	10～20トン	20～30トン	30～50トン
延べ出漁日数		131	152	147	171	195	136
漁労所得		1,426	2,496	3,242	2,763	5,356	3,420
漁労収入		3,254	7,031	12,222	30,104	33,524	60,795
漁労支出		1,828	4,535	8,980	27,341	28,168	57,375
漁労外所得		83	195	162	51	33	544
漁労外収入		176	380	231	1,432	33	558
漁労外支出		93	185	69	1,381	—	14
漁労純収益		-1,027	-873	-890	-1,285	1,484	-907
漁業固定資本装備率		1,228	1,691	2,443	2,457	2,718	3,729
	養殖種類・主産地	ブリ		マダイ			カキ
経営指標		四国	九州	東海	四国	九州	瀬戸内
延べ出漁日数		471	352	313	344	303	248
漁労所得		22,167	-15,834	2,041	-8,740	-4,151	10,911
漁労収入		111,109	62,783	29,756	64,384	74,295	36,967
漁労支出		88,942	78,617	27,715	73,124	78,446	26,056
漁労外所得		220	98	36	-9	-311	-430
漁労外収入		484	98	36	14	974	5,154
漁労外支出		264	—	—	23	1,285	5,584
漁労純収益		17,165	-20,240	-640	-12,301	-7,707	1,582
漁業固定資本装備率		4,060	1,409	732	1,185	2,835	1,453
	養殖種類・主産地	ホタテ貝		ノリ			
経営指標		北海道	東北	東京湾	東海	瀬戸内	有明海
延べ出漁日数		235	204	515	641	704	902
漁労所得		3,611	5,034	1,510	3,352	3,223	7,193
漁労収入		18,514	14,684	7,817	11,744	17,160	22,002
漁労支出		14,903	9,650	6,307	8,392	13,937	14,809
漁労外所得		1	-1	126	872	298	-211
漁労外収入		1	54	471	1,568	320	588
漁労外支出		—	55	345	696	22	799
漁労純収益		-4,214	21	-382	-1,089	-2,737	925
漁業固定資本装備率		960	2,624	3,850	3,825	4,407	2,095

(注) 「漁労所得」＝漁労収入－漁労支出、「漁労純収益」＝漁労所得－家族労賃。「家族労賃」の水準は、調査地のほぼ類似した漁業雇用労働者または他業種の労賃単価から類推して算出している「見積家族労賃」である。「漁労外所得」とは、水産加工業・遊漁船業・農業等の兼業所得のこと。「漁業固定資本装備率」とは、漁業投下固定資本÷最盛期の漁業従事者数。

(出典) 農林水産省『平成22年漁業経営調査報告』（2012.3.）により筆者作成。

純収益」が赤字である。なお、漁船30～50トン、3～5トン、5～10トンにおいては「漁労外所得」が大きく、経営収益を補う役割をもっている。

養殖業の場合、「延べ出漁日数」が漁船漁業より多いが、必ずしも漁船漁業より高い所得をあげているわけではない。ブリの九州、マダイの四国や九州は「漁労所得」が赤字であり、自家労賃も償われず、「漁業固定資本装備率」が低い。この自家労賃を考慮に入れると、ブリの四国、瀬戸内のカキ、ホタテ貝の東北、有明海のノリ以外は、「漁労純収益」も赤字になっている。「漁労純収益」は赤字であるが「漁労所得」が比較的高いのはノリの東海・瀬戸内で、「漁

業固定資本装備率」も比較的高い。東北・北海道のホタテ貝も「漁労所得」は高いが、資本装備率は比較的低く労働集約的である。

このなかで、ブリの四国は表5のなかでもっとも収益的にいい状態である。また、ブリの四国、ノリの東京湾・東海・瀬戸内は「漁労外所得」が黒字となり、経営収益を補完している。

以上のように養殖種類・地域によって違いがあるが、『平成23年度 水産の動向』によれば平均的な漁家の姿は次のようである⁽²⁵⁾。漁船漁業の漁労所得は2001～2010年にかけて200万円台で推移し、2010年の漁労所得は207万円であり、これに労賃所得や地代、年金等の事業外所得を加えた経営体の所得は500万円程度となり、勤労者世帯の可処分所得（516万円）とほぼ同水準にある。また、養殖業の場合には、漁労所得は2001～2010年にかけて300～600万円で推移し、2010年は524万円、これに事業外所得を合わせた所得は800～900万円程度で、勤労者世帯の可処分所得を上回っているとみられる⁽²⁶⁾。

このように一定の所得が確保されているとはいえ、問題点や課題も多い。すなわち、漁労収益の悪化とその常態化、魚価の低迷、養魚飼料の確保難、人件費の高騰、消費者の魚離れ、輸入魚の増大等の問題である。このほかにも日本漁業の持続性に関する大きな問題点・課題がある。ここでは代船取得の問題、魚の関心・安全の問題、漁業経営法人化の課題、漁業・漁村活性化の課題の4点について指摘する。

第1に、漁船漁業における投資の問題、特に漁船の老朽化に対して代船取得が進まないという問題である。

たとえば、50トン以上の漁船では、2004年以降、代船取得は20隻以下に落ち込んでいる⁽²⁷⁾。沿岸漁業の10トン未満層でも深刻で、漁業所得で家計費を賄えないために代船取得資金（減価償却費）が経営内に留保されずに家計費等に充てられ、「船を食って生活している」状態である⁽²⁸⁾。これらに対応した政策として、漁船リース事業や「資源管理・漁業所得補償対策」⁽²⁹⁾等、「経営体の収支改善を目指す施策」は画期的との指摘がある⁽³⁰⁾。漁船への新規投資が行えない漁船漁業の状況は、造船関連産業にも大きな打撃を与えている。

第2に、海面養殖業では、特に魚＝食の安心・安全の問題がある。この問題は、消費者にとっては大きな関心事であり、今後ますます高まるのは確実である。漁業者もこれに対応したシステムの構築が求められている。

海面養殖のなかでも、マグロ・ブリ類の給餌型魚類の魚網防汚剤（TBTO：有機スズ化合物の一種）・薬品投与、ホタテ貝・カキ等の貝毒、さらに魚介類の偽装表示等の問題への対策は避けておれない。これらの問題については、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（いわゆる「JAS法」。昭和25年法律第175号）

(25) 前掲注(4)、pp.99-100。

(26) 漁業依存度という点からみると、1980年に漁家所得（農業その他の兼業収入含む）の5割以上あった漁業所得は1999年には4割をきり、また、勤労者世帯の所得と漁業所得を比較すると約7割の水準から3割の水準まで下落したとの指摘があったが（鳥秀典「沿岸漁船漁業の現状と新たな動き」『漁業経済研究』46巻3号、2002.2、pp.1-18.）、『水産白書』の記述では漁労所得（漁業所得）は約4割を維持しており、定年による漁業への復帰等が全体の数値に反映しているものと推察される。

(27) 濱田武士「漁船漁業構造改革の理論と実践を検証する」『海洋水産エンジニアリング』87号、2009.9、pp.30-38；同「漁船漁業の危機と再生への検討課題—総合的対策の構築に向けて」『海洋水産エンジニアリング』95号、2011.1、pp.46-56。

(28) 達義人「これでは沿岸漁業は衰退するばかりだ—生産力回復のために今何が必要か—漁船漁業5～10トン階層の経営推移におもう」『月刊漁業と漁協』49巻1号、2011.1、pp.28-30。

(29) 「資源管理・漁業所得補償対策について」農林水産省水産庁ウェブサイト〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/syotoku_hosyo/index.html〉

(30) 加瀬和俊「日本漁業論の視座—水産行財政論の視点から」『北日本漁業』35号、2007.3、pp.49-56。

の改正やトレーサビリティシステム（魚の生産・流通の履歴の追跡が可能なシステム）の構築が進められ、養殖漁場環境基準の設定、生産履歴書等による生産管理、適正養殖業者認定等が進められている⁽³¹⁾。

第3に、小規模経営、家族経営の法人化の課題も横たわっている。しかし、この点の方向性を見出すことは容易なことではない。日本漁業の中心的な担い手は家族経営であり、この家族経営が将来において企業の経営に転化・展開していくのかどうかは、地域漁業の基点とその歴史的経緯の違いによるところが大きく、一律の対応にも限界がある。

たとえば、シラスを対象とする船曳網漁業が、西日本各地（瀬戸内）では小企業的に営まれているが、茨城県大洗町の例では家族労作的に営まれている。前者はまき網漁業から出発しているのに対し、後者はもともと小型漁船による零細な家族労作経営（家族内部から労働力を調達する家業的性格と個人的な技能に依存する漁労技術を前提にしている）であり、「初期条件の違いが今日の企業形態の差異を生んでいる根本的な要因である」とされる⁽³²⁾。

その際、地域漁業のあり方が海域・陸域環境等の差によっても違ってくることへの注意も必要である。たとえば、同じ佐賀県内でも有明地区と松浦（玄海）地区とでは、漁業の取組みが大きく異なる⁽³³⁾。遠浅で潮の干満差が大きい有明地区においては、ノリ養殖（92%）が大きな所得源になっている。これに対し、リアス式の海岸線の先に大陸棚が広がり対馬海流（暖流）が流れる松浦（玄海）地区においては、多様な魚種の海面漁業（54%）とマダイ・ブリ類の海面養殖（46%）とが行われ、漁業の内容が非常に多様である。

第4に、漁業・漁村の活性化に関しても課題は多い。この課題は、東日本大震災被災地における復旧・復興にも関わる重要なものである。漁業・漁村の活性化問題におけるキーワードは、地域資源の活用、漁業の協業化、複合・多角化、水産業クラスターの形成、漁協の体制強化、地域コミュニティの重視、等である⁽³⁴⁾。

「漁業の協業化」について紹介すれば、東日本大震災の被災地においては、漁船や各種施設が消失し、早期に漁業・漁村の再生を図るために、漁船の共同利用や施設利用の協業化の仕組みを構築し、この協業化を前提に支援する政策がとられており、協業化が地域営漁組織・担い手として機能し、地域コミュニティの維持にも大きな意味をもちはじめているという⁽³⁵⁾。

上記のどの問題・課題をとっても、地域の状況を見無視しては解決の糸口は見出しがたい。小規模家族経営の多数存在とその地域的な違いから出発すべきとの見方ができるであろう。その

(31) 出村雅晴「魚類養殖の現状からトレーサビリティを考える」『農林金融』58巻12号、2005.12、pp.52-63；横山寿・阿保勝之「海面養殖漁場の環境基準」『食の科学』309号、2003.11、pp.14-21；長谷川健二「海面養殖業経営の現状と求められる養殖業経営の構築」『養殖』40巻3号、2003.2、pp.8-13。

(32) 古林英一「沿岸漁業における企業の経営の展開の可能性」『北日本漁業』26号、1998.5、pp.97-107。

(33) 小林恒夫『半島地域農漁業の社会経済構造』九州大学出版会、2004、pp.113-122；小林恒夫「半農半漁経営再論—2003年漁業センサス結果等の分析を中心として」『佐賀大学農学部彙報』92号、2007.3、pp.95-112。

(34) たとえば、大海原宏「漁業・漁村の活性化の視点」『海洋水産エンジニアリング』2007.12、pp.15-20；日本水産学会漁業懇話会委員会「東日本大震災による漁業被害—復興に向けた取り組みを考える」『日本水産学会 漁業懇話会報』59号、2011.9.28；日本水産学会漁業懇話会委員会「元気な水産業のために—6次産業化の可能性」『日本水産学会 漁業懇話会報』60号、2012.9.14；鴻巣正「地域営漁組織の育成と漁業再生の課題—集落を基盤とする漁業の協業化と今日的役割」『農林金融』65巻6号、2012.6、pp.2-33；梶井功・服部信司編『農業・漁業をどう立て直すか—大震災・原発事故からの復旧の実態、復興の課題』農林統計協会、2012、pp.43-94；富田宏「被災地漁業・漁村再生の展望について」『農村計画学会』30巻4号、2012.3、pp.557-562；濱田武士「岩手県における水産復興とその課題」『北日本漁業』40号、2012.3、pp.28-38；井上健ほか「福島県の海面漁業における被害状況と現状について」『北日本漁業』40号、2012.3、pp.39-48；東京水産振興会編『漁業・漁村の再建とその課題—大震災から500日、被災地の現状を見る』『別冊 水産振興』2012.8.31；「特集 沿岸漁業の現状と課題—共同調査報告」前掲注(24)等参照。

(35) 鴻巣 同上；馬場治「漁業協業化による沿岸漁業の新展開」『日本水産学会 漁業懇話会報』60号、2012.9.14、pp.17-23。

うえて、漁業収益の向上や食の安全への具体的対応が必要であろう。

Ⅱ 沿岸漁業層の就業構造と課題

1 「半農半漁」と専兼別経営体の動向

沿岸漁業層の個人経営体は、上記からも推測できるように漁業専業経営ばかりではない。かつて「半農半漁」といわれたように、現在でも何らかの兼業が行われている。

多くの漁村はかつて辺りて孤立的な農村であり、現金稼ぎに小魚をとり、肥料のために海藻をとっていたという経緯があり、沿岸域の漁業の多くは零細な半農半漁が一般的であった。半農半漁の村ではノリやカキの養殖漁業が発達し、反対に漁船漁業はあまり発達しなかった。漁船漁業は、港湾に恵まれた（漁港に適した）ところで発達した。半農半漁の農村は徐々に養殖漁村に変わり、農業は養殖漁家の副業となっていった。このような半農半漁の沿岸漁業経営体は、1970年代でも漁業経営体の4割前後を占めていた⁽³⁶⁾。

これが、1980年代後半には2割程度に減少し、2000年代には1割程度になってしまう（2003年『漁業センサス』）。この半農半漁経営体の減少が、海面漁業経営体数の全体的な減少傾向を作り出してきたとされる。すなわち、1968年から1993年までに漁業経営体は84,400減少したが、うち専業経営体が2,771、農業以外の兼業経営体が3,048増加したのに対し、農業兼業経営体は90,219の減少となり、半農半漁経営体は17%になってしまった⁽³⁷⁾。また、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の1962年改正で組合員資格の変更（漁業従事日数が30日から90日の範囲で漁協が定める日数以上としていたものを90日から120日の範囲に変更）により、漁業の専業化を促したため農業兼業が困難になったという事情もあった⁽³⁸⁾。

ともかく、漁業だけでは収入が少ないために「漁業＋農業」という兼業形態をとっていたが、「＋農業」も収入が少なく、多くは農外産業への就業という変化をもたらし（一部が遊漁船業、民宿等へ転換）、専業比率を高めたのである。「半農半漁」は「今は昔」といったところである。遊漁船業をはじめ沿岸域の多面的利用については後に詳述するとして、ここで半農半漁の特徴的な状況を2点指摘しておく。

第1に、半農半漁の経営体は地域的偏在がある。特に多い海区は、長崎県・熊本県・鹿児島県・沖縄県等の東シナ海区、三重県・愛知県等の太平洋中区、宮城県・岩手県等の太平洋北区である。このほか新潟県、愛媛県、石川県にも存在し、総じて養殖業のさかんな地域に多い（表4参照）。1トン未満の動力船をもちノリ等の養殖と農業等を営む彼らの漁家所得は500～1,000万円の水準であり、うち推定農業所得が10%前後の50～80万円台で、漁業外被用労賃より高く、ボーナス的保険的な「隠れた役割」を果たしているという⁽³⁹⁾。

第2に、半農半漁の兼業形態は地域によって大きく異なる。たとえば、もともと農村であっ

(36) 櫻井俊文「漁家の漁業経営と兼業（上・下）」『農林統計調査』10巻2・3号，1960.2・3，pp.36-38・pp.33-36；浦城晋一「わが国漁業のなかの農民的漁業」『農業と経済』42巻8号，1976.7，pp.5-13；中込暢彦「農家の漁業兼業の実態と今後の課題」『農業と経済』42巻8号，1976.7，pp.14-20；秋山博一「半農半漁民の漁業協同組合」『農業と経済』42巻8号，1976.7，pp.43-46。

(37) 玉置泰司・家常高「漁家における農業兼業の動向—長期的漁家減少に関するファクトファインディング」『中央水産研究所研究報告』11号，1998.2，pp.85-97。

(38) 「水産業のこれからを考えるⅠ—一定置網漁業、養殖業への新規参入と漁業権」『日本水産学会誌』76巻1号，2010.1，pp.86-116。のなかの加瀬和俊・東京大学社会科学研究所教授の指摘（p.101）。

(39) 小林 前掲注(33) 論文；小林 前掲注(33) 著書，pp.95-112。

たため農業との兼業が多い茨城県鹿島地区（107経営体）では、漁業専業（平均水揚金額2,300万円、後継者多い）が28.0%、土地利用型農業との兼業（同1,340万円、農業粗収入163万円）が36.4%、施設園芸型農業との兼業（農業主業）が8.4%、その他自営業との兼業（遊漁船業中心）が17.8%、賃労働との兼業が9.3%となっており⁽⁴⁰⁾、多様な兼業就業の存在がみてとれる。鹿島地区の固有の背景をもつとはいえ、「漁業内外の多様な業種との多就業によって漁家の存立構造を再編成し、2兼漁家を含めた多数の漁業者が地域社会の担い手として新たな位置を占めていく可能性」もあり⁽⁴¹⁾、注視していく必要もあろう。

2 専兼別漁業経営体の一断面

1970年代までは「漁業経営体」というよりも「漁家」との表現が一般的であった。しかし、『漁業センサス』には「漁家」の定義はない。「漁家」として調査されていないのである。ただし、「漁業経済研究においては、『漁家』についての概念規定は、論理的研究はなされているものの、実態概念としての規定がないまま漁家という用語が使われる例が多く、その大方は、沿岸漁業層の個人経営体を指しており、『企業的漁家』と表現する場合は、経営体階層が10トンを超える個人経営体（おおむね30トンまで）を指しているといったように、具体的には、経営体階層別統計の範囲内で漁家が論じられている⁽⁴²⁾。

そこで、『漁業センサス』の漁業経営体の統計を用い、専業と兼業の販売金額や年齢階層、兼業種類に関するここ10年間の変化の要点を指摘する。

表6において、販売（漁獲）金額別にみると、全体的には100万円未満から1,000万円までの階層に集中している。専業と第1種兼業は、100～500万円の階層にもっとも多く分布している。第2種兼業は、販売金額100万円未満の階層に集中し、次に多いのは100～500万円の階層であり、この2つの層で経営体のほぼ9割を占める。他就業の収入が多い第2種兼業経営体の状況を明確に表現している。

ただし、ここで考慮されるべきは、専業と第1種兼業との違いである。漁業専業であるから専業が販売（漁獲）金額は多くなるはずである。しかし、いずれの年をとっても第1種兼業のほうが専業よりも高販売金額の階層にシフトしている。たしかに、専業の場合には販売金額5,000万円以上の階層になるとその割合は第1種兼業を上回るが、100万円から2,000万円までの各階層では第1種兼業が明らかに専業の割合を上回り、相対的に高い販売金額であることを示している。

そこで、同じ2008年『漁業センサス』により、年齢階層別の販売金額を専業と兼業とで比較したのが表7である。次にみるとおり、従事者の質（年齢）と量（家族員数）の違いが販売金額の各階層の高低に影響していると推察される。

専業および第2種兼業は、多くが60歳以上の高齢者によって担われているのに対し、第1種兼業は相対的に若い年齢階層によって担われていることが明らかである。販売（漁獲）金額が多いほど、専業・第1種兼業ともに、担い手の中心はより若い年齢階層になることを示し、第1種

(40) 柳田洋一・大塚正人「茨城県鹿島地域における沿岸漁家の兼業構造について I—操業タイプと兼業形態による類型化」『海洋水産エンジニアリング』43号, 2005.3, pp.7-17.

(41) 大塚正人ほか「漁業管理と漁家世帯の存立構造に関する研究—鹿島灘漁協地域を事例として」『北日本漁業』26号, 1998.5, pp.109-121.

(42) 井元康裕『漁家らしい漁家とは何か—漁家概念に関する統計的研究』農林統計協会, 1999, p.11.

表6 販売（漁獲）金額別専兼別経営体の動向

単位：%

専兼別 金額別	計			専業			第1種兼業			第2種兼業		
	1998年	2003年	2008年	1998年	2003年	2008年	1998年	2003年	2008年	1998年	2003年	2008年
計	100.0	100.0	100.0	35.0	39.1	48.4	34.8	33.9	29.5	30.2	27.0	22.1
販売金額なし	2.0	1.3	0.7	1.1	1.0	0.4	0.1	0.2	0.3	5.1	3.2	1.8
100万円未満	25.3	28.3	31.0	18.0	21.8	22.5	6.4	9.7	16.8	55.5	60.9	68.8
100～500万円	39.5	40.2	36.2	38.8	40.2	38.1	43.5	46.3	40.3	35.9	32.7	26.7
500～1,000万円	16.7	15.9	16.2	19.4	18.2	19.1	26.3	24.0	22.1	2.6	2.3	2.1
1,000～2,000万円	9.8	8.4	9.1	12.5	10.3	11.0	15.0	12.4	12.5	0.6	0.6	0.4
2,000～5,000万円	5.0	4.4	4.9	7.2	6.0	6.2	6.9	5.8	6.4	0.3	0.2	0.1
5,000万～1億円	1.1	1.1	1.4	1.8	1.8	2.1	1.3	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0
1～10億円	0.6	0.4	0.4	1.1	0.7	0.7	0.6	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
10億円以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—

(注) 『漁業センサス』の定義では、専業は、「個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からあった場合をいう」。第1種兼業は、「個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう」。第2種兼業は、「個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう」。

(出典) 各年『漁業センサス』により筆者作成。

表7 年齢階層別販売金額別の専兼比較（2008年）

単位：%

専兼別 年齢階層	専業	第1種兼業	第2種兼業	100万円未満		100～500万円		500～1,000万円		1,000～2,000万円		2,000～5,000万円	
				専業	第1種兼業	専業	第1種兼業	専業	第1種兼業	専業	第1種兼業	専業	第1種兼業
経営体シェア	48.4	29.5	22.1	22.5	16.8	38.1	40.3	19.1	22.1	11.0	12.5	6.2	6.4
29歳以下	0.7	1.4	0.8	0.2	1.0	0.7	1.4	0.8	1.3	0.9	1.6	0.9	1.8
30～34歳	1.1	1.7	1.2	0.2	0.8	1.0	1.5	1.5	2.0	2.0	1.9	1.8	3.2
35～39歳	2.4	3.4	2.1	0.4	1.5	1.7	3.0	3.6	3.9	4.7	5.3	6.1	5.3
40～44歳	4.2	5.8	3.2	0.7	2.2	2.8	5.0	6.3	6.8	8.6	8.9	9.4	10.5
45～49歳	6.3	8.5	5.7	1.0	2.9	4.7	7.1	9.7	11.3	12.0	12.0	13.2	14.1
50～54歳	8.2	11.0	8.7	2.0	5.0	6.9	10.2	11.7	13.4	14.2	14.6	14.1	15.6
55～59歳	11.8	15.8	14.7	3.9	8.8	10.7	15.1	16.2	18.4	18.0	20.1	18.2	19.9
60～64歳	12.5	14.8	15.3	7.9	13.0	12.4	15.1	15.4	15.1	14.5	16.2	16.1	13.7
65～69歳	15.2	13.7	14.7	16.0	17.2	17.2	15.0	14.9	12.8	11.7	9.9	10.1	8.2
70～74歳	19.0	14.1	16.5	27.2	23.4	22.4	16.2	13.3	10.3	9.8	6.7	6.9	5.3
75歳以上	18.7	10.0	17.1	40.5	24.2	19.6	10.5	6.6	4.6	3.7	3.0	3.1	2.5

(注) 「海上作業従事世帯員なし」の経営体は、ごくわずかであり省いて算出した。

(出典) 2008年『漁業センサス』により筆者作成。

兼業は専業よりもより若い年齢階層の割合が高い。

これは次のことを推察させる。専業の場合は、他産業に転業せずに高齢化しても漁業に踏みとどまっていること、漁家出身者の定年後の漁業復帰もしくは非漁家子弟の定年前後の新規参入があったことである。また、専業および第1種兼業のいずれもが壮年期のUターンが考えられることである。こうした自営漁業への参入は、後述の漁業内外への新規参入の取組みによる一定の成果であると考えられる⁽⁴³⁾。ただし、販売金額2,000万円以上になると専業のシェアが

(43) 『沿岸漁業における漁家世帯の就業動向に関する実証的研究—平成21年度事業報告』東京水産振興会、2010、pp.8、204。
http://www.suisan-shinkou.or.jp/promotion/pdf/report_2009_2.pdf

表8 沿岸漁業層の兼業種類別経営体の構成（2008年）

単位：%

兼業種類	漁業主従	第1種兼業			第2種兼業		
		計	海面養殖業	養殖業以外	計	海面養殖業	養殖業以外
自営業		31.6	36.5	30.2	34.8	35.9	34.7
水産加工業		3.2	7.5	1.9	1.0	3.8	0.8
民宿		1.2	1.1	1.3	2.3	3.6	2.2
遊漁船業		7.7	5.3	8.4	4.1	4.3	4.1
その他		19.5	22.6	18.5	27.4	24.3	27.7
勤め		32.8	31.9	33.1	35.1	34.8	35.2
共同経営に出資従事		7.9	6.1	8.4	2.0	1.5	2.0
漁業雇われ		12.4	10.5	13.0	7.1	7.4	7.0
漁業以外に雇われ		15.3	15.1	15.4	21.0	20.4	21.1

(出典) 2008年『漁業センサス』により筆者作成。

高まり（表6）、本格的な漁業経営になっていることも予測させる。

さらに、同年『漁業センサス』により、漁業等に従事可能な世帯員という視点から1世帯平均世帯員数（15歳以上の平均世帯員数）をみれば、専業が2.97人（2.71人）、第2種兼業が3.68人（3.28人）であるのに対し、第1種兼業は3.75人（3.32人）と15歳以上を含む世帯員数が多い。この点でも、専業は高齢1世代家族の高齢者漁業もしくは定年前後の漁業復帰を思わせる。

次に、兼業漁業経営体の兼業種類についてみておく。表8がそれである。第1種兼業の「海面養殖業」の場合は、第2種兼業に比べて「共同経営に出資従事」や「漁業雇われ」、「自営業」のなかの水産加工業が多い。「養殖業以外」の場合は、遊漁船業や「共同経営に出資従事」、「漁業雇われ」が多い。このように第1種兼業の特徴は、漁業関係に兼業している場合が多い点である。

第2種兼業の場合には「自営業」が比較的多く、なかでも民宿が第1種兼業の場合よりも多く、水産加工業や遊漁船業が少ない。「自営業」以外では、「勤め」や「漁業以外に雇われ」（計56.1%）が第1種兼業（同48.1%）に比べてやや多い。第2種兼業は漁業以外の兼業が多く、「自営業」の場合にも遊漁船業・水産加工業以外に従事している点が特徴的である。

3 新規就業者の動向と課題

漁業就業者の減少と高齢化が進んでいる。2008年の『漁業センサス』によれば、漁業就業者数は2003年比6.9%の減少のなかで、65歳以上男子自営漁業就業者の占める割合は45.9%に達した（60歳以上では58.1%）。

漁業の後継者・新規就業者の不足も深刻になっている。家族的漁業経営体においては、一般的には、男性が主に海上作業を行い、女性が主に補助作業を行うという性別分業は維持され、担い手・後継者が不足する状況においても女性が海上作業の担い手になる傾向にはない⁽⁴⁴⁾。女性への期待もあるが、女性は家事労働時間を加えれば加重労働に陥っており、別途の担い手・後継者対策を必要としている。

後継者・新規就業者の対策は、1990年代半ばごろから講じられたが課題もあった⁽⁴⁵⁾。1960年

(44) 三木奈都子「家族経営漁家における性別分業と女性労働」『漁業経済研究』41巻3号，1997.2，pp.1-18。

代までは過剰就業の解消策がとられ、1970年代から90年代前半までは漁業就業者の合理化（漁業経営の近代化）とともに新規就業者の確保が志向された。1990年代半ば以降は、積極的に新規就業者を確保する施策が実施され、対策の対象範囲は漁業内部に限らず漁業外部にも拡大せざるをえない危機的な状況となった。しかし、外部からの参入は資源競合の懸念、地域漁業の再生産などからみて課題を残しており、漁業内部からの新規参入を促すことも重要であるとされる。漁業内外からの参入については、上記のとおり一定の成果がみられる。

そして、漁業内外からの新規参入と定着には、以下のような条件整備が不可欠であるとされている⁽⁴⁶⁾。第1に、各種の支援・補助の必要性である。たとえば、乗り子・船頭としての漁業技術の習得のための指導、また、特に漁業外部者に対する住居・学校・医療機関・地域行事等への配慮や生活環境の整備、漁船・釣り道具等の漁業資材購入への支援、漁業組合員・1級小型船舶操縦士等の資格取得の支援、兼業機会の紹介・提供による生活支援等が欠かせない。

第2に、特に漁業外部者の新規参入を求めるコンセプト（目的・役割）の明確化と地域漁業の発展・活性化とのマッチングの必要性である。その際、地域漁業者と行政、漁協との連携体制を構築し、中長期的な視点から事に当たることが重要とされる。

これらのほかに、漁獲金額の向上（漁獲金額規模が大きいほど若年就業者が多い⁽⁴⁷⁾）、他産業賃金と同等ないしそれ以上の所得の確保⁽⁴⁸⁾、漁場利用の改変（後継者参入による2世代就業漁家が漁獲増加できる仕組みへの改変⁽⁴⁹⁾）等の必要性も指摘されている。

地域漁業の今後の担い手・後継者を確保することに目的がある「漁場利用の改変」の場合には、経営体における労働力の保有量に比例的な漁場配分方式をとることが適格的であるとされる。就業機会選択の自由が著しく制約されている（雇用機会が少ない）沿岸域漁村の労働市場においては、行使漁場を削減して既存漁業者と新規参入者とを平等化するのは必ずしも適切ではないとの理由による⁽⁵⁰⁾。

以上の後継者・新規就業者対策は、一般的に指摘されるものである。担い手減少の原因・要因が地域によって異なれば、対策の地域性は考慮されるべきであろう。

たとえば、北海道苫前町の後継者不足の要因は、通年操業が困難な日本海の漁業特性、魚価の低迷、地域生活の不便さ、兼業機会の少なさ、他地域との交流の少なさであると指摘されており⁽⁵¹⁾、こうした要因に応える対策も加味されなければならない。また、愛知県の離島である神島の例からは、家族自営漁業が強固に存在して雇用機会に心配がないこと、また、島であるため多様な漁業種類に恵まれていること等が後継者を確保する条件であると指摘される⁽⁵²⁾。

さらに、捕鯨の町として有名な紀伊半島の太地町の場合には、1990年代以降のUターン漁業者の漁業就業形態別の定着要因の分析結果に基づき、次のような対策が有効であるとされる⁽⁵³⁾。「自営漁業者」の場合は、追込み網漁業と他の季節的漁業を組み合わせることにより、

(45) 大谷誠「新規就業者対策の方向性の検証」『北日本漁業』36号、2008.3、pp.50-61。

(46) 大谷誠「漁業外部からの自営漁業への新規参入をめぐる地域漁業者の対応—長崎県野母崎地域の事例」『北日本漁業』37号、2009.3、pp.57-70。

(47) 井元康裕「第10次漁業センサスに見る漁業就業者の特徴」『北日本漁業』29号、2001.4、pp.3-15。

(48) 加瀬和俊『沿岸漁業の担い手と後継者—就業構造の現状と展望』成山堂書店、1988。

(49) 加瀬和俊「自営漁業就業者確保策の論理と条件」『北日本漁業』29号、2001.4、pp.17-24。

(50) 加瀬和俊「沿岸漁業における後継者問題—その現状と展望」『水産振興』523号、2011.7、pp.1-58。

(51) 古屋温美ほか「漁業後継者問題の要因と対策の構造分析について」『北日本漁業』32号、2004.3、pp.72-85。

(52) 今川恵「地域内漁業構造と青壮年漁業者確保の条件—三重県鳥羽市神島町を事例として」『地域漁業研究』52巻1号、2011.10、pp.25-46。

(53) 今川恵「『出稼ぎ母村』における青壮年漁業者確保の条件—和歌山県東牟婁郡太地町を事例として」『地域漁業研究』51巻2号、2011.2、pp.1-20。

周年の漁業就業とライフスタイルに対応した収入を獲得することができる。「半漁半労(雇われ)型漁業者」の場合は、追込み網漁業での被雇用、小規模な自営漁業、観光業や真珠養殖業等の地域内被雇用を組み合わせることにより、周年就業と一定収入を獲得することができる。漁協による「周年完全雇用(恒常的勤務)型漁業者」の場合は、漁業経験がなくとも就業が可能で、安定した雇用形態になっている。周年就業と他産業と同水準の所得の確保が、Uターン漁業者の定着の要因であるとされている。

Uターンを可能にしている要因を、「地元の生業に資源的な余裕があるという点に求められる」とした分析もある⁽⁵⁴⁾。農漁村において出かせぎを可能にしている理由のひとつに、戻って生業(農業や漁業)を続けられる根拠、すなわち農業の場合は相続した農地があり、漁業の場合には漁業資源に余裕があるということが指摘されている。

Ⅲ 沿岸域利用の動向と課題

1 沿岸域利用の多様化と諸問題

漁村および漁村を取り巻く環境は大きく変化している。漁村環境をみる視点も変化している。すなわち、漁村の環境管理に消費者・市民が関わるようになり、漁村への関心・ニーズも多様化し、それに伴って漁村民の関心・暮らしも変化している⁽⁵⁵⁾。

沿岸域は、漁業権を背景とした海面利用調整を要するもとの、漁業者が漁業を営み国民に魚介類を供給する場になるとともに、観光案内・遊漁(娯楽・スポーツとしての釣り)・水産物販売、ブルー・ツーリズム(島や沿海部の漁村に滞在して漁業・漁村と調和した海洋・沿岸域で行う余暇活動の総称)の場にもなっている。このような遊漁・海洋(親水)性レクリエーション利用の増大に伴い、漁業・漁業者とのトラブルが1980年代以降多発するようにもなった。近年減少したとはいえ課題は多い。

海洋性レクリエーションの大きな転機となったのが、1987年の総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号、いわゆる「リゾート法」)の制定である。これは、余暇時間の増大とサービス・レジャー産業の事業展開を促進するものであり、沿岸域利用、海洋性レクリエーションにも大きな影響を与えた⁽⁵⁶⁾。

経済のバブル化のなかでリゾート開発は顕著となり、特にプレジャーボート等を用いた海洋性レジャー(遊漁をはじめ家族等を対象としたホエールウォッチングやダイビング、親子釣り教室、シルバー層を対象としたクルージングと海鮮料理等)も盛んになった。バブル経済が崩壊した後も海洋性レジャーは、そのアイテムの多様化・通年化や漁業域との競合問題を伴って増大した。

遊漁者数をもても急増しており、1970年代から1993年までの20年間に4倍以上に増加し、日本人の4人に1人が遊漁・レジャーを楽しんでいるとされた。その参加人口の増大とともに、漁場環境の悪化や航行上の支障、船舶の不法係留などのトラブルも増加した。そのため、様々な海面利用調整が行われるようになった⁽⁵⁷⁾。

(54) 葉山茂「生業活動における資源分配の構造と出かせぎ—青森県内の二つの漁業集落を事例として」『国立歴史民俗博物館研究報告』123集, 2005.3, pp.185-217.

(55) 三木奈都子「漁村地域環境をめぐる視点の変化—『生産・漁業者』と『暮らし・市民』」『北日本漁業』32号, 2004.3, pp.168-176.

(56) 増田洋「沿岸域の多面的利用とその性格」『漁業経済研究』37巻3号, 1992.12, pp.1-24.

海面の利用調整が必要となった背景には、遊漁船業経営の状況変化、海洋性レジャーの増大、プレジャーボート（スポーツフィッシング・クルージング・マリンスポーツなどに用いられるレジャー用ボート）の増大といった3つの側面があった。以下に簡単にみておく。

第1に、「遊漁船業経営の状況変化」とは、レジャー人口の増大と漁業者の所得機会の増大に伴う海面利用調整の必要性である。これには、「遊漁船業の適正化に関する法律」（昭和63年法律第99号）により対応している。

同一資源・同一漁場を異なる目的で利用することから、遊漁と漁業との摩擦は不可避であった。しかし、レジャー人口の増大のなかで漁業者にとっての遊漁船業は手近かな兼業機会であり、減少する漁業収入を補填する重要な手段であった。それだけに、同一漁村内での利害不一致・対立を一層先鋭化することになったのである。こうしたことから、「遊漁船業の適正化に関する法律」が制定され、その結果、撒き餌の使用量制限、釣り時間の制限、区域規制、漁場利用の漁業者優先原則等の措置をとる例もみられるようになった。しかし、トラブルは少なくなかった⁽⁵⁸⁾。

第2に、「海洋性レジャーの増大」についてであるが、これも様々なトラブルを伴った。たとえば、兵庫県家島諸島周辺において、釣りを制限・妨害されたとして遊漁権の確認を請求し、裁判に発展したケースがあった。遊漁船業者と漁協の間には「漁場利用協定」⁽⁵⁹⁾が結ばれていたが、原告はこれを押し付けであるとして協定に加入していなかった。結果的には、海における遊漁権を認めることはできないとして、最高裁判所は2002年に以下の理由で上告を棄却した⁽⁶⁰⁾。

遊漁権が認められない理由は、「漁業法」（昭和24年法律第267号、図1参照）では漁業権者と遊漁者との利害調整を前提にしており、遊漁権を前提しているものではないというものである。資源維持・増大、漁業の存続・発展のために「漁業法」があり、増殖漁業権を構築して徴収収入を増殖費用に充てる（増殖を担保する）ための組合管理漁業権であると、最高裁判所は判断した。

また、「遊漁船業の適正化に関する法律」は遊漁権を確保するための法律ではなく、一般遊漁者の安全確保のために遊漁船業の業務内容を取り締まる「業法」と判断した。さらに、漁場利用協定は私的契約であり、協定が決裂した場合には法的救済手続きは存在せず、決裂をもって協定を無視することは共同漁業権行使者およびルール形成者に大きな影響をもたらすと判断したのである。

第3に、「プレジャーボートの増大」についても、大きなトラブルが報告されている。1980年

(57) 山下正貴「沿岸漁場における海面利用調整について一相模湾を事例として」『漁業経済研究』37巻3号, 1992.12, pp.25-40; 磯部作「海のツーリズムと漁業一人と海とのかわり（座長解題）」『地域漁業研究』39巻3号, 1999.6, pp.1-4.

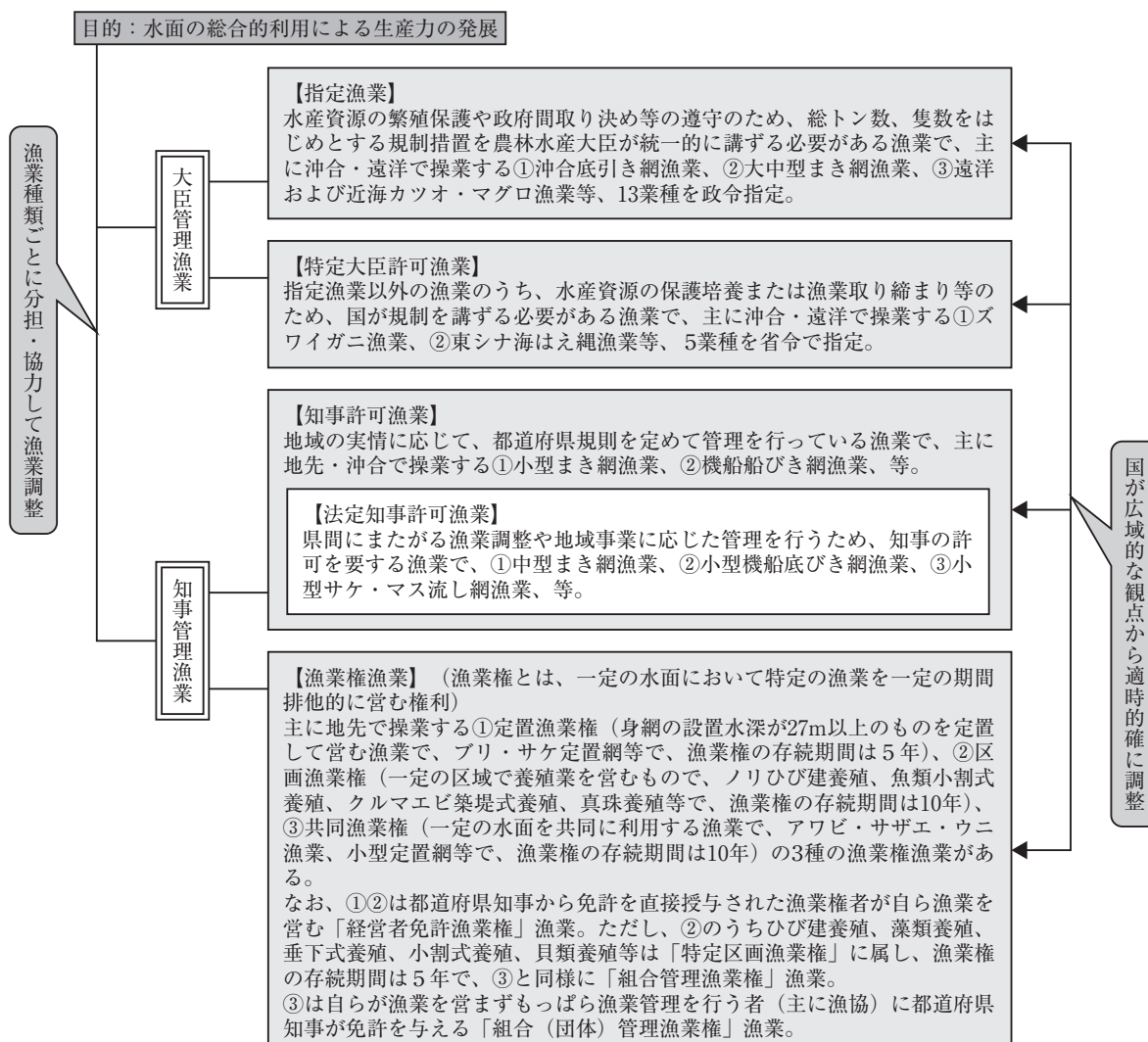
(58) 宮澤晴彦「遊漁船業経営の展開と沿岸域利用」『漁業経済研究』37巻3号, 1992.12, pp.61-87.

(59) 漁業資源の保護や漁場の円滑な利用のために、漁業者、遊漁船業者、遊漁者の組織する団体が自主的に操業方法・区域・時間等を取り決めた協定のことで、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき、都道府県に届けられているものがある。このほかにも、漁協等が資源の適切な管理のために、自主的に、海域、対象漁業種類・魚種、管理方法（体長制限、禁止区域・期間等）を定めている「資源管理協定」があり、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づき、知事もしくは農水大臣の認定を受けているものがある。さらに、漁業資源の適切な管理のために漁協組合員が漁業または遊漁船業を営むにあたって遵守すべき事項を定め、都道府県知事の認可を受けている「資源管理規程」（水産業協同組合法：昭和23年法律第242号）がある。「水産資源の保護、漁場の円滑な利用のための自主規制」水産庁ウェブサイト〈http://www.jfamaff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/jisyu_kisei/index.html〉

(60) 牧野光琢「漁業権の法的性格と遊漁一兵庫県家島諸島における遊漁権確認等請求事件を例として」『地域漁業研究』42巻2号, 2002.4, pp.25-41.

(61) 乾政秀「海洋レクリエーション利用—マリナー経営の現状と今後の課題」『漁業経済研究』37巻3号, 1992.12, pp.41-60.

図1 漁業法の体系



(出典)「漁業法概要」農林水産省ウェブサイト

(http://jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siryou/pdf/004_gyogyouhou_gaiyou.pdf) 等をもとに筆者作成。

代後半には、マリーナが圧倒的に不足し、また漁業操業とのトラブルも顕著になっていった⁽⁶¹⁾。そのため、これに対しても海面利用調整が必要となった。

プレジャーボートの急増に伴って、たとえば1996年度だけでも、プレジャーボート30数万隻（漁船は約17万隻）のうち半数以上が放置や不法係留されることによる漁船・漁具への支障、また、プレジャーボートによるダイビングや船釣りの密漁行為、接触事故、ゴミ投棄、漁業操業への支障等、多くの問題が明らかになった。漁業制度が確立している一方、プレジャーボートに適合的な制度がないか不備であることにも問題があった。問題への対応は地域によって様々であるが、たとえば係留問題等に関しては、プレジャーボートにも漁業制度を適用する等の対応により解決に導くケースもみられた⁽⁶²⁾。

ダイビングについては、たとえば静岡県沼津市大瀬崎地区では、資源保護や漁業妨害防止等のためにダイビングスポットを決めて潜水時間を制限し、漁協が交付する「潜水整理券」の売買（潜水料徴収）により行う等の対応がとられた。これに対し、整理券販売は不法行為である

(62) 竹ノ内徳人「沿岸域におけるプレジャーボート問題—『競合』と『共存』の視点から—」『地域漁業研究』39巻3号、1999.6、pp.5-32.

として損害賠償および潜水料の返還を求めた裁判があった。しかし、漁協とダイビング会社との協定（漁業権ないし地先権を根拠とした）のもとでの徴収であり、そこには合意が成立しており徴収等は合法として、最高裁判所は2000年に「審議不尽として高等裁判所に差し戻す」という判決を出した⁽⁶³⁾。

ただし、漁業の衰退による沿岸域の過少利用や漁業権の空洞化が生じている場合には、こうした考え方には無理がある。漁業関係者は、この点を十分に注意する必要がある。

2 サービス漁業の普及と課題

以上のようなトラブルも徐々に減少し、2000年代に入ると、海のツーリズムは漁家の経営多角化、兼業のひとつとして定着してくる。いわば海のツーリズムを軸とした漁業の第3次産業化＝サービス漁業の定着である。これは、すでに農業のサービス産業化＝サービス農業として指摘されるものに共通する⁽⁶⁴⁾。

たとえば、消費者が「見る」海の観光、また消費者が「する」遊漁、体験学習⁽⁶⁵⁾、プレジャーボート・ダイビング⁽⁶⁶⁾等、他方、生産者が「する」漁業の水産物販売、民宿等がある。もう少しサービス漁業を具体的に例示すれば、次のようなものである。

すなわち、消費者は親子で漁村民宿に泊まり漁民の伝統・郷土料理を食べ、漁船で沖に出て観光やダイビング・釣り・伝統漁、またクジラやイルカのウォッチング、また、浜では潮干狩りや地引網を引くなどの体験をし、帰途の際には地元水産物・加工品をお土産に買う。こうしたなかで、消費者は漁村社会の自然資源・漁業資源・海洋資源・文化資源の重要性を学び、精神的肉体的な疲れを癒し、十分にリフレッシュすることができる。

このようなサービス漁業の進展は、水産物市場・消費地の多様化を促している。これまでは、生産した水産物・加工品は都市をその中心とする「広域市場」に集荷・消費されていたが、海洋性レジャーが盛んになり、消費者は漁村を訪れ漁村において水産物等を消費するようになった。すなわち、漁家レストラン・漁家民宿・海水浴・釣り・ダイビング等の宿泊・滞在・直売所による直接消費を生み出し、漁村に新しい「地域完結型水産物市場」が形成されてきたのである⁽⁶⁷⁾。

新たな地域市場の形成は、漁業者にとっての新たな所得源の形成をも意味している。消費者が漁業者に支払うサービスへの対価は、漁業者にとっては無視できないどころか重視すべきレベルの所得源にまでなっている。

ちなみに、サービス漁業による年間収入は次のとおりである。遊漁・トローリング・ダイビング案内で約100～300万円（沖縄県恩納村）、体験学習への関与で20～30万円、ホエールウォッチング（20回出船）で60～70万円（高知県大方町、経済効果全体で300～400万円）とされる⁽⁶⁸⁾。また、

(63) 緒方賢一「漁業権による沿岸海域の管理可能性—高知県の現状から」『高知論叢—社会科学』98号、2010.7、pp.89-113。

(64) 矢口芳生『共生農業システム成立の条件—現代農業経済学の課題』農林統計協会、2006、pp.15-19、26-28、239-264。

(65) 鳥居享司・山尾政博「漁村社会における体験学習と地域資源の利用へのインパクト—愛知県篠島における取り組みを事例として」『地域漁業研究』41巻2号、2001.2、pp.133-147；鳥居享司「地域参加型体験型ツーリズム—沖縄県恩納村における取り組みを事例として」『地域漁業研究』42巻3号、2002.7、pp.47-65。

(66) 磯部作「『海のツーリズム』と漁協—『海のツーリズム』に対する漁協と漁業者の対応と取り組み」『地域漁業研究』40巻3号、2000.6、pp.1-12。

(67) 妻小波「漁村地域活性化と市場問題」『地域漁業研究』44巻2号、2004.2、pp.39-53。

(68) 竹ノ内徳人「日本の沿岸漁村振興における海のツーリズムの効果と課題」『地域漁業研究』46巻1号、2005.10、pp.233-243。

遊漁（大阪府岬町小島）の場合には、「仕立船は餌・仕掛けつき2名まで2万円、1名増し5,000円」として150人程度の乗客があり年収は約150万円、トイレ完備の30名前後の「乗合船では餌・水付きで1名7,000円」として1,650～1,700人の乗客で計算すると年収1,155～1,190万円といったところである⁽⁶⁹⁾。

また、こうしたサービスを、たとえば鹿児島県野間池のクジラやイルカをみる「観光漁業」の社会的効用（一定量の財貨を消費してえられる主観的満足の集合）として定量的に計測すると、利用価値（旅費と訪問回数との関係をもとに評価：トラベルコスト法）は4,610万円～1億250万円に達する（1998年度時点）という結果がでた⁽⁷⁰⁾。これに将来利用や将来世代のための価値、すなわちオプション価値（将来は利用される可能性があるため、そのときまで自然環境を残しておくことで得られる価値）、遺産価値（現世代が利用することはないが、将来世代に自然環境を残しておくことで得られる価値）を考慮すれば、その価値はさらに大きいものになる。

このように、漁業者は消費者のニーズに応じてサービスし、水産物およびその加工品等を販売して相応・適切な所得をえる。漁業生産とは違ったこうした新たな取組みをとおして、漁業者は地元・郷土の豊富な資源の存在とそのことへの誇りを再認識し、漁業や沿岸域資源の保全と管理、都市住民との交流の重要性⁽⁷¹⁾を認識する。レポートのために地域をあげて地域環境の向上に取り組み、地域の活性化や社会貢献につながる。

これは裏を返せば、海域利用において漁業者だけでなく多面的＝市民的・国民的利用が普及してきたことを意味し、海域の共同利用が一般化しつつあることを示している。このもとでは、「海洋水産資源開発促進法」（昭和46年法律第60号）における「資源管理協定」が重要な役割を果たす⁽⁷²⁾。

海洋性レジャーが盛んになり、地域によっては遊漁船業等が産業化しているところもある。しかし、全体としてみればその産業化は部分的であり、普及過程であり、地域活性化の一手段である。このような現状からみても、また、漁業の社会的公共的役割からいっても、安価・安全・安定・長期＝安心の魚介類（食料）供給体制の確立・推進が第一義的であるとの認識は重要である。

そのため、食料供給の担い手としての漁業者に対して漁業資源のほぼ独占的な利用が認められ、生産基盤等に多額の公共投資が行われてきた。他方、漁業者は漁業資源や漁場環境の保護育成のために多額の投資を行っていること、また漁業資源の管理を日常的に行っていること等を考慮に入れば、具体的な利益衡量の際には漁業者が優先されるべきとの指摘は多い。

このような視点に立てば、海洋性レジャー等への対応が中心・主軸となった“漁業”は、「漁業生産活動が食料供給という強い公共性を有する」漁業から逸脱することになり、「資源や漁場利用の枠組みも漁業権に基づくものではなく、漁業者以外の経済主体も自由に参入・競争できうる新しい制度」の必要性の根拠を与えることにもなるということである⁽⁷³⁾。漁業関係者は、この点の注意が必要である。

(69) 増崎勝敏「遊漁船業における漁場・資源利用の意思決定と合意形成—大阪府岬町小島を事例とした民俗学的接近」『地域漁業研究』46巻3号, 2006.2, pp.79-98.

(70) 中原尚知ほか「観光漁業の社会的効用—野間池くじら・イルカウォッチングを事例として」『地域漁業研究』39巻2号, 1999.2, pp.245-263. なお、このような多面的価値の評価の基礎・背景となる漁業・漁村の多面的機能については、日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる水産業および漁村の多面的機能の内容および評価について」（2004.8.4）日本学術会議ウェブサイト〈<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/2004.html>〉に詳しい。

(71) 日高健「漁業者と都市住民による交流・連携の現代的意義」『地域漁業研究』41巻3号, 2001.6, pp.19-36.

(72) たとえば、牧野 前掲注(60). 資源管理協定については、前掲注(59) 参照。

(73) 佐野雅昭「地域活性化に向けた沿岸漁業の再編成」『地域漁業研究』44巻2号, 2004.2, pp.17-38.

3 沿岸域利用の新しい課題

上述のような様々なトラブルを解消し、サービス漁業を位置づけて漁業者の所得源とするためにも、漁業とレジャーとの海面の利用調整をどこまできめ細かく行い、また合理的な枠組みをどう作っていくかといったことが課題となる。なかでも注意を要する課題は、共同漁業権海域内でのレジャー・遊漁等に関する海面の利用調整である。

この海面の利用調整策としては、漁民の所得拡大や地域の活性化、また都市住民のニーズに応えるためにもマリンレジャーをひとつの産業として位置づけ、資源管理を徹底するとともに、利用海域のすみわけ・拡大・「適正利用形態優先」等の利用調整のための海域管理団体（漁業者・産業団体・市民による）が必要との指摘がある⁽⁷⁴⁾。1990年代以降、この種の提言は多い。

これは持続可能な多様な沿岸域⁽⁷⁵⁾利用を推進する立場であり、すなわち沿岸域環境を悪化させず⁽⁷⁶⁾、多様な価値創造（レクリエーション等）の場として多様な人々が沿岸域を利用するという観点からの提言である。この場合、「漁業者も利用者の一員として、水産資源保護などの『権利内在的義務』を果たしながら、沿岸域における価値創造に参加することが必要」であるとされる。つまり、「利用者による価値創造型」で参加型の「沿岸域管理」⁽⁷⁷⁾の必要性である。なお、「沿岸域」には陸域と海域があるが、本稿では陸域については触れない。

ここでの「沿岸域管理」とは、漁業者よりではなく第三者の視点からの管理のあり方をさす。すなわち、「水産業のような産業的利用と、海洋性レクリエーションのような非産業的利用の間の利用調整だけではなく、環境や資源への配慮を含めた総合的な政策」のことである。基盤的ルールや制度を共有したうえで利用の優先順位を決める手法は、「沿岸域利用者全体にとって公平であり、明快な解決を生み出す基盤」であるとされる⁽⁷⁸⁾。

とりわけ、臨海部に位置する都市においては、多様な沿岸域の利用の頻度が増すにつれて、漁業者の役割も多様化・多面化していかざるをえない。その場合、都市住民も漁業者も推進主体となって、沿岸域における多様な価値を実現し、社会的な機能を発揮・実現していくことが重要になっているとされる⁽⁷⁹⁾。多様な価値とは、漁業等の経済価値であり、生活の場として

(74) 鳥居享司・山尾政博「海域利用調整と漁業一海のツーリズムからのインパクト」『地域漁業研究』38巻3号、1998.6、pp.145-161。

(75) 日本沿岸域学会の前身である日本沿岸域会議の設立趣意書には、沿岸域とは、「海岸線をはさむ陸域と海域で構成される」空間、「内陸空間と海洋空間とのインターフェースの役割を果たす第三の国土空間」とし（『沿岸域』1巻1号、1998、p.116.）、また日本沿岸域学会の「2000年アピール」によれば、「水深の浅い海とそれに接続する陸を含んだ、海岸線に沿って延びる細長い帯状の空間」であり、「そこは陸と海という性質の異なる環境や生態系を含み、陸は海からの、また海も陸からの影響を受ける環境特性をもっている」空間である（日本沿岸域学会2000年アピール委員会「日本沿岸域学会・2000年アピール—沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」2000.12.〈<http://www.jacz2000.com/jacz2000.pdf>〉）。

(76) 沿岸域の「統合的管理」について、1992年の地球サミットの合意文書のひとつである「アジェンダ21」の第17章には「海洋、閉鎖性及び準閉鎖性海域を含むすべての海域及び沿岸域の保護及びこれらの生物資源の保護、合理的利用及び開発」との章立てがあり、沿岸資源・環境の急速な悪化に対してその保全、予防的アプローチの必要性が強調されている（国連事務局監修（環境庁・外務省監訳）・海外環境協力センター編集『アジェンダ21—持続可能な開発のための人類の行動計画（'92地球サミット採択文書）』海外環境協力センター、1993、pp.218-251.）。また、沿岸域の一部をなす干潟・湿地については、ラムサール条約によりその保護・保全が急務となっている（日本の沿岸域保全の歴史に関しては、たとえば、茅野恒秀「沿岸域管理における環境政策と環境運動—海の自然保護をめぐる史的考察」『総合政策』13巻1号、2011.12、pp.1-20.）。日本では海洋基本法（平成19年法律第33号）の第25条において、「沿岸域の総合的管理」が謳われている。

(77) 沿岸域管理は、「沿岸域総合管理」、「総合的沿岸域管理」、「統合的沿岸域管理」とも呼ばれることがある。

(78) 敷田麻美「地域沿岸域管理の提案—沿岸域における利用者の価値実現」『地域漁業研究』43巻1号、2002.10、pp.19-40。ほかに、敷田麻美「持続可能な地域をめざす沿岸域管理—管理から地域創造へ」『人と国土』28巻2号、2002.7、pp.65-69。を参照。

(79) 日高健「都市における沿岸域利用と漁業の社会的機能」『地域漁業研究』39巻2号、1999.2、pp.177-194。

の生活価値であり、生態環境としての生態環境価値であり、これら価値の保全・実現の必要性である。

しかし、次のような課題が残る。すなわち、前述の（注59）にも示した「漁場利用協定」・「資源管理協定」・「資源管理規程」との調整と整合性の課題、また漁業者にとっての生活源・生活そのものとしての漁業生産の保障（漁業者が資源・漁場を管理・利用して生計を立てているという事実に対して優先順位を与えること）の課題、地域により多様な形態で問題が生じることへの対応（問題発生地域多様性）の課題等である。とはいえ、「沿岸域管理」の考え方や方法は、分割（縦割り）管理や管轄の違いによる弊害の克服等、現時点では持続可能な利用のために有効なひとつの対応策ではあろう。

ただし、上記の課題のなかでも漁業者の就業機会、漁業生産の保障の点は十分な配慮が必要であろう。2008年『漁業センサス』によれば、漁業集落（漁港および港湾背後の漁家4戸以上の集落）数は6,298あるとされ、なかでも漁港背後集落（漁家2戸以上、人口5,000人以下の集落）数4,653のうち、17.0%が離島地域に、31.5%が半島地域に、56.8%が過疎地域等の条件不利地域に位置している（重複して地域指定されている場合があり100%にならない⁽⁸⁰⁾）。これらの地域は就業機会が少なく、漁業および関連産業が重要であることは理解できる。

このような状況もあり、すべて「沿岸域管理」で解決することについては異論もある⁽⁸¹⁾。異論に応えるためにも、最適な沿岸域利用がなされているのかどうか、適正な基準（効率性・公平性・持続性）に基づく十分な検証が必要となろう⁽⁸²⁾。そして、効果的な資源管理方法をとるために（漁業者あるいは漁業者以外が管理能力・体力があるのかも含め）、また、沿岸域管理が沿岸域の資源の持続可能性の向上を図るために、多様な沿岸域利用者は十分なコミュニケーション・合意に基づく協働による沿岸域利用の実質化が重要となろう。

なお、沿岸域利用に関しては、次の点の考慮も必要であろう。2011年3月11日の東日本大震災や福島第1原発事故を契機に、再生可能エネルギーへの関心と注目が集まり、海上での様々な発電（風力、潮汐、波力、海流等を利用した洋上発電）の可能性が活発に議論されるようになったことであり、そして実施に移される段階に至ったことである。この場合でも、漁業・漁業者との協調が重視されている⁽⁸³⁾。洋上発電のなかでも、浮体式洋上風力発電は、遠浅の海岸が少ない日本では有望視されている。

4 漁業権をめぐる論点

本稿のⅠ-1において、経営体のうち会社経営体は、ブリ類、ヒラメ類、マグロ類等の養殖を中心としている点に特徴があり、また、漁船50トン以上の中大規模・沖合遠洋漁業層は、漁船隻数、経営体ともに減少率が高いという点を指摘した。

(80) 『平成21年度水産の動向・平成22年度水産施策』第174回国会（常会）提出，pp.14-16.

(81) 宮澤晴彦・上田昌行「沿岸域管理と遊漁問題」『地域漁業研究』43巻1号，2002.10，pp.51-65.

(82) 妻小波・磯部作「望ましい沿岸域管理のあり方をもとめて—シンポジウム『21世紀における沿岸域の利用秩序』をめぐる—」『地域漁業研究』43巻1号，2002.10，pp.51-78；翟国方・鈴木武「統合的沿岸域管理に関する基礎的研究」『国土技術政策総合研究所資料』473号，2008.9；小山佳枝「統合沿岸域管理と『里海』概念」『環境と公害』40巻1号，2010.夏，pp.23-28. 管理主体として漁業者を肯定的に評価するものとして、浪川珠乃ほか「沿岸海域の環境管理における漁業者の役割—横浜市漁協柴支所を事例に」『沿岸域学会誌』22巻4号，2010.3，pp.77-91. 他方、やや否定的な評価をするものとしては、倉重加代「沿岸域管理主体問題と漁業者の役割をめぐる言説」『やまぐち地域社会研究』7号，2009，pp.151-162.

(83) 社団法人海洋産業研究会「洋上風力発電等における漁業協調の在り方に関する提言（中間とりまとめ）」2012.3.21. <http://www.rioe.or.jp/pdf23/03rioe_.pdf>

この変化の内的構造は、実は、企業的な遠洋・沖合漁業が縮小再編されて養殖漁場に進出し、家族経営の沿岸漁業層がその漁場を蚕食されつつ、沿岸漁業の漁獲量を維持するという状況であるとされる。このような流れと東日本大震災は、漁業権枠組みの緩和＝企業参入の自由化論を一步進める状況をもたらした（たとえば「水産業復興特区」との指摘もある⁽⁸⁴⁾）。

この参入自由化論の中心的主張は、規制改革会議の答申にみることができる⁽⁸⁵⁾。すなわち、日本漁業は衰退しており、漁業外部から意欲と能力のある経営体が自由に参入できる仕組み、特に沿岸漁場利用の制度の改革が必要であるとしている。また、操業規制（入口規制）を撤廃・緩和して、経営体が自由に操業して効率が高められるように現行制度を改革する。さらに、このような制度改革に伴い資源状況の悪化を防ぐために、経営体への漁獲量割当制度を設け（個別漁獲割当制・譲渡可能個別漁獲割当制）、事後確認の方式（出口規制）に改革すべきであると提言している。

これには賛否両論⁽⁸⁶⁾があるが、賛成論は上記の内容とほぼ同じであるため、ここでは反論・批判をとりあげる。その要点は次のとおりである⁽⁸⁷⁾。

参入自由化論の主張のねらいは、「企業参入の自由化＝漁業権枠組みの緩和」と「漁協たたき」であるとする。規制緩和の最大の抵抗勢力としての漁協の組合員資格の上限（地区内に住所を有する、漁業者の漁業従事日数が年間90～120日以上、組合地区内の漁業法人の従事者数が300人以下で漁船総トン数が1,500～3,000トン以下）と出資金額の規制（出資1口以上、出資1口は均一）を撤廃し、大企業の漁協への自由な参加と影響力の行使により、優良漁場への企業参入と漁場の独占を行うことにあるとみている。

また、現行制度（2001年漁業法改正）でも操業の許可をえて参入できるにもかかわらず、参入自由化原則（入口規制の緩和）とした場合にも先行参入企業は新たな企業の参入を認めることができるのか、漁獲割当や出口規制が提言されているが、参入自由のもとで漁場の利用秩序や資源管理、漁場計画は可能なか等の問題点を指摘している。

批判する側の背景には、協同組合（漁協）と企業（株式会社）とでは行動原理が異なるという認識がある。協同組合はその事業が限定され、儲ければ何でもやる権限はないのに対し、企業・株式会社はその事業が限定されず、利潤獲得のために自由に拡大・縮小することができる。このような行動原理の企業・株式会社の「参入自由」の結果、漁業・漁村の暮らしに負の大き

(84) 加瀬和俊「沿岸漁村の復旧から復興へ—漁業権『開放』論、『復旧なき復興論』を批判する」『月刊漁業と漁協』49巻7号、2011.7、pp.12-16；熊本一規「漁業権は誰のためにあるか—『復興特区法案』から企業の漁業権取得と総有の権利を考える」『季刊地域』8号、2012.冬、2012.2、pp.80-83；庄司捷彦「被災地宮城からの報告—漁業権は沿岸漁業のかなめ」『いのちとくらし研究所報』36号、2011.9.20、pp.6-8；鴻巣正「持続可能な漁業と安全・安心な漁村づくり—漁業・漁村の危機と再生への視点」『農林金融』64巻6号、2011.6、pp.28-42。

(85) 「公表資料」（「規制改革のための第2次答申」2007.12.25；「規制改革のための第3次答申—規制の集中改革プログラム」2010.12.22）規制改革会議ウェブサイト〈<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html>〉；この提言を東日本大震災に対する新たな提言としてとりまとめたものに、日本経済調査協議会「緊急提言 東日本大震災を新たな水産業の創造と新生に」2011.6。日本経済調査協議会ウェブサイト〈http://www.nikkeicho.or.jp/report/2011/takagi_fish/takagifish110603_all.pdf〉

(86) 論点整理としては、山下東子「漁業再編をめぐる議論の論点整理—中立的立場から」『月刊漁業と漁協』47巻9号、2009.9、pp.6-10。賛成論としては、たとえば、勝川俊雄『日本の魚は大丈夫か 漁業は三陸から生まれ変わる』（NHK出版新書360）NHK出版、2011、pp.154-166；勝川俊雄『漁業という日本の問題』NTT出版、2012、pp.180-205。また、賛否の論争については、前掲注(38)の「水産業のこれからを考える I—一定置網漁業、養殖業への新規参入と漁業権」『日本水産学会誌』76巻1号、2010.1、pp.86-116。賛成論者の小松正之・政策研究大学院大学教授、本間正義・東京大学大学院教授と、反対論者の加瀬和俊・東京大学社会科学研究所教授との論争である。なお、「水産業復興特区」に関する賛否の論点整理は、諸橋邦彦「水産業の復興をめぐる論点」『調査と情報—ISSUE BRIEF』751号、2012.5.15。が参考になる。

(87) 前掲注(84)のほか、加瀬和俊「沿岸漁業への参入自由化論を駁す—高木委員会提言・規制改革会議答申を吟味する」『水産振興』484号、2008.4、pp.1-62。

な影響が想定される。反対に、協同組合（漁協）による経営管理は、漁業資源管理や漁場（海面）利用調整等の役割を十分に果たしているとの立場に立っている。

漁業法（図1参照）においては、個々の漁業者からの自由な申請を認めては漁場の利用秩序や資源管理が難しいため、漁業調整機構（漁業調整委員会）があらかじめ漁場計画によって漁業権の種類や内容を決めている。今日の漁業の操業秩序や漁場の利用秩序が漁協によって自律的に管理されている実態は、江戸時代からの共同体的管理のあり方（1村専用漁場の漁業慣行、明治漁業法では地先水面専用漁業権に、さらに定置・養殖・地曳網等の3つの漁業権）を継承してきたものであり、現行漁業法によって定められた権利（組合管理漁業権）となり、組合管理漁業権は漁業者の人権としての財産権の保障を漁業法により具体化されたものである⁽⁸⁸⁾。

このように、漁業法は漁業現場の慣行を法制化して今日に至っている。そして、「法による漁場利用秩序のもとで、各漁協がその適用方式の決定、すなわち実際の制度の運用をまかされ、地域の漁場および漁業者の諸条件を考慮して規則を適用するという関係が歴史的に根づいている点は日本の特徴」⁽⁸⁹⁾である。

漁業制度は確かに古い。賛成論は、制度が古く現状にあわないため改革すべきであるとするが、「現状にあわない」制度かどうかについては十分な検証が必要である。経済不況が長く続くなか、漁村の多くはいまでも雇用機会が少なく、漁業および関連産業が地域において重要かつ様々な役割を果たしている。その担い手のひとつに漁協もある。また、被災地は復旧が不十分なもとで復興は緒についたばかりある。急進的な改革がいい結果をもたらすかどうか。このような視点も必要なのではないだろうか。

おわりに

漁業分野において、担い手の不足と高齢化が進んでいる。漁業生産量も減少している。漁業者の漁業への投資は滞りつつある。こうしたなか、沿岸漁業層の生産量は横ばいないし漸減の傾向であり、日本漁業におけるその相対的割合は増大して存在感を増しつつある。

漁家の兼業種類や展開の経路が多様なため、沿岸域漁業の展開も地域により様々である。近年の漁家の兼業は、勤め・遊漁船業・民宿・水産加工等と多様であり、「半農半漁」は「今は昔」である。沿岸漁業層にとって漁業は最大にして最高の地元の就業先であり、暮らしに直結していることに変わりはない。沿岸漁業層は、兼業等の所得を加えれば勤労者世帯の可処分所得と遜色ない所得をえている。

海洋性レクリエーション機会の増大とともに、海洋性レジャー人口も増え、海面利用に関するトラブルも増大した。他方、漁業者にとってはサービス漁業の機会も増え、トラブル解決と所得源確保の両面からの海面における利用調整が必要になり、「沿岸域管理」の考え方も提示されてきた。現在のところは、現行漁業関係法により相応の対応がなされている。

こうしたなか、漁業権漁業における企業の自由な参入等、漁業権枠組みの緩和が提起されて

(88) 田平紀男「農漁民の人権と漁業権」『地域漁業研究』38巻2号, 1998.1, pp.131-139; 阿部高樹「日本における沿岸漁業の共同管理—経済学的分析に向けて」『地域創造』20巻2号, 2009.2, pp.3-15; 市村隆紀「わが国の漁業権制度と漁業協同組合のメンバーシップについて」『協同組合研究』27巻3号, 2009.6, pp.26-30; 阿部高樹・井上健「日本の沿岸漁業における漁業調整—コマネジメントの視点から」『商学論集』80巻4号, 2012.3, pp.61-92. このほかに、庄司 前掲注(84); 熊本 前掲注(84) 等参照。

(89) 加瀬和俊「国際競争下の日本漁業」今村奈良臣編『アジア漁業の発展と日本』農山漁村文化協会, 1995, pp.60-91 (p.63の箇所)。

いる。しかし、漁村における狭小な雇用機会のなかで、また沿岸域資源・漁業資源の保全・管理の主体の観点から、多くの疑義も提示されている。